

機関の名称	実施のための要件	根拠法規
県公安委員会	<p>□災害が発生又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し又は制限することができる。</p> <p>□上記により通行の禁止又は制限が行われたときは、それを行った県公安委員会及び管轄区域が隣接し又は近接する県公安委員会は、直ちに、区域内に在る者に対し、「通行禁止区域等」その他必要な事項を周知させる措置をとる。</p>	災害対策基本法第76条
警察官	<p>□通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他当該通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。</p> <p>□上記の措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は、自ら当該措置をとることができる。この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。</p>	災害対策基本法第76条の3
災害派遣を命ぜられた自衛官又は消防吏員	<p>□自衛官又は消防吏員は、自衛隊用緊急通行車両又は消防用緊急通行車両の円滑な通行のため、警察官がその場にはいない場合に限り、やむを得ない限度において、放置された車両等を移動させることを目的として、当該車両等を破損することができる（この場合、管轄警察署長に直ちにその旨通知する。）</p>	
道路管理者	<p>□災害による道路施設の破損、欠壊等によりその保全又は交通の危険を防止するため必要があると認められる場合、道路の通行を禁止し又は制限するものとする。 (この場合、事後において速やかに県公安委員会に当該禁止又は制限の内容及び理由を通知しなければならない。)</p>	道路法第46条 道路法第95条の2

国道・県道

道路名	規制区間	延長	規制基準値		迂回路	担当事務所
			通行注意	通行止		
県道白鳥板取線	郡上市大和町落部 ～板取三洞	18.3km	連続 60mm 時間 30mm	連続 90mm 2時間60mm	国道256号	美濃郡上
県道美山洞戸線	山県市中洞 ～洞戸上菅谷字原	3.1km	—	連続 90mm 時間 60mm	国道256号 国道418号	美濃岐阜

中日本高速道路㈱ 東海北陸自動車道・東海環状自動車道

【降雨】2022年8月現在

規制区間	速度規制を実施する基準			通行止を実施する基準		
	連続 降雨量 mm	時間 雨量 mm	その他	連続 降雨量 mm	その他	
岐阜各務原 ～関	150	50	大雨・洪水警報 (特別警報)が 発表された場合	260	連続雨量が200mmに達 し、時間雨量50mmを観 測した場合	特別巡回の結果 必要と認められ る場合
関～美濃	135	55		250	連続雨量が190mmに達 し、時間雨量55mmを観 測した場合	
富加関 ～美濃関 JCT	125	55		230	連続雨量が180mmに達 し、時間雨量55mmを観 測した場合	
美濃関JCT ～関広見	85	55		200	連続雨量が140mmに達 し、時間雨量55mmを観 測した場合	
関広見 ～山県	85	55		150	連続雨量が140mmに達 し、時間雨量55mmを観 測した場合	

【地震・強風・霧】

規制区間	地震の基準		強風の基準 (目安)		霧の基準 (目安)	
	速度規制	通行止	速度規制	通行止	速度規制	通行止
各IC (又は JCT) 間	計測震度 4.0以上 5.0未満	計測震度 5.0以上	10分間平均風 速が15m/sを超 えた場合 暴風警報が発表された場合	交通に支障とな る強風の場合 (20m/s以上が 継続する場合) 暴風特別警報が 発表された場合	概ね視程距 離が200m以 下となった 場合	概ね視程距 離が50m以 下となった 場合

県地域防災計画に基づく道路交通対策

交通規制対策は、県地域防災計画（一般対策計画第3章第6節「交通応急対策」）の定めるところにより行う。

項目	交通規制措置
輸送道路の確保	<input type="checkbox"/> 道路管理者は、災害発生後、緊急輸送道路から優先的に道路パトロールを行い、道路状況、交通状況を把握する。 <input type="checkbox"/> 県、市町村、県警察は、道路情報ネットワーク、ヘリコプター、交通監視カメラ等を活用し、県内のみならず隣接県内の道路に関する情報も的確に把握し、救援・災害復旧体制の早期確立を図る。 <input type="checkbox"/> 道路管理者は、災害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回路等の情報について、道路情報板、道路情報ネットワーク等により迅速かつ的確に道路利用者、防災関係機関等に情報提供を行う。 <input type="checkbox"/> 緊急輸送の確保のために行う交通規制に伴い、交通誘導の専門的知識を有する警備業者を活用するものとし、このため、県及び県警察は、警備業者との間において締結された災害時における交通誘導業務等に関する協定に基づき、必要に応じて交通誘導の実施を要請するものとする。
発見者等の通報	<input type="checkbox"/> 災害発生時、道路施設の被害その他により通行が危険であり又は極めて混乱している状態を発見した者は、速やかに警察官又は当該地域を所管する市町村に通報する。 <input type="checkbox"/> 通報を受けた市町村は、その路線管理機関又はその地域を所管する警察関係機関に速やかに通報する。

項目	交通規制措置
交通規制の実施	<p>□道路管理者は、道路施設の破損、欠壊等によりその保全又は交通の危険を防止するため必要があると認められる場合、道路の通行を禁止し又は制限する。</p> <p>□県警察は、災害時において道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められる場合、歩行者、車両等の通行を禁止し又は制限する。</p> <p>□県公安委員会は、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し又は制限する。緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。</p> <p>□県警察は、現場警察官、関係機関及び交通管制施設等の活用により、交通状況及び使用可能な道路を迅速に把握し、交通規制対象路線等から、規制路線の選定及び区間の指定を行い、一般車両を対象とした通行禁止などの交通規制を実施する。</p> <p>□県警察は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対し車両移動等の措置命令を行う。</p> <p>□県警察は、緊急交通路を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行う。</p> <p>□警察官がいない場合、自衛官又は消防吏員は、上記同様の措置命令、強制措置を行うことができる。なお、措置命令をし又は強制措置をとったときは直ちに、管轄の警察署長に通知する。</p> <p>□県警察は、緊急交通路の障害物の除去について、道路管理者、消防機関、自衛隊等と協力し、状況に応じて必要な措置をとる。</p> <p>□道路管理者、県、県警察及び市町村は、交通規制が実施されたときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図る。</p> <p>□県警察は、効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設の機能の回復に努めるとともに、これらを活用する。</p> <p>□県警察は、交通規制にあたって、道路管理者、警備業者等と相互に密接な連携を保つ。</p> <p>□県警察が交通規制を行ったときは、適当な迂回路を設定し、必要な地点に図示する等によって一般交通にできる限り支障のないよう努める。</p>
道路啓開等	<p>□道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。</p> <p>□運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。</p> <p>□県知事は、道路管理者である市町村に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行う。</p>

項目	交通規制措置
緊急通行車両の確認	<p>□県公安委員会が災害対策法に基づき、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合は、県又は県公安委員会は、緊急通行車両の確認を行う。</p> <p>□緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、別に定める「緊急通行車両等確認申請書」を、県又は県公安委員会に提出する。</p> <p>□緊急通行車両であると認定したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を標章とともに申請者に交付する。</p> <p>□県公安委員会は、災害応急対策が円滑に行われるよう、事前に災害応急対策に従事する関係機関の届出により、緊急通行車両として使用する車両について事前届出済証を交付するものとし、災害時において、事前届出済証を携行している車両の使用者に対して、「緊急通行車両確認証明書」及び標章を交付する。</p>

交通規制実施上の留意点 関市単独

交通量のめやす	交通規制実施上の留意点
交通量の多い場合	<ul style="list-style-type: none"> □規制区域内においては、ロープ、パイプ、柵等の資機材を活用する。 □運転者が車両を離れるときは、ドアの鍵をかけないよう広報する。 □道路の中央に放置された車両については、手段をつくして道路の左側に寄せる。 □混乱している交差点、主要道路等の近くに公園、空地、その他車両の収容可能な場所があるときは、道路上の車両を出来るだけそこへ収容して、車道を空けるように努める。 □交通規制及び交通整理に当たっては、現場の運転者等の協力を求めるなど適切な措置をとる。 □規制区域内の住民に対しては、絶対に家財道具等を道路に持ち出さないように指導する。 □被災者と緊急通行車両等が混雑した場合においては、被災者を優先して誘導するよう措置する。 □避難誘導に際しては、主要交差点、車両と被災者の境界部に特に配慮して避難誘導を確保するとともに、被災者の混乱による事故防止に努める。
交通量の少ない場合	<p>(上記に加え)</p> <ul style="list-style-type: none"> □警備要員が少ないときは、主要交差点等に重点的に配置する。 □できるだけ多くの照明具を用いて、必要な広報を積極的に行う。 □自動車を用いて避難することが予想されるが、重症者が病院への搬送のため、また要配慮者が移動のため、それぞれ乗車している車両の場合を除き、自動車による避難はやめさせる。

発災直後における交通規制（概ね災害発生3日後まで）

項目	交通規制措置
地震発生直後の停車措置	□大地震発生と同時に、走行中の全車両を道路沿いの空地又は道路の左側に停車させ、道路中央部分を緊急通行車両等の通行路として確保し、別命のあるまで現場の警察官が要所において継続する。
検問の実施	□交通規制地域外からの一般車両の進入を禁止するため、要所に検問所を設置する。 □隣接市町に通ずる幹線道路については、交通遮断線を設定し、その手前の要所に検問所を設置する。 □検問所には緊急車両以外の車両通行禁止標識の設置、周辺の災害状況の告知、検問所の明示等を行い、交通秩序の維持を図る。
緊急通行車両の確認	□警察署は、災害対策基本法第76条の規定に基づく災害現場における緊急通行車両の確認を実施する。 □確認を受けた車両は、「標章及び証明書」が必要である。
幹線道路の各交差点	□地域内の幹線道路の各交差点に要員を派遣する。信号機が作動する場合は、幹線優先の操作を行い、交通整理員を配置し、緊急活動用車両の通行を確保する。
混乱している交差点、主要道路	□道路上の車両をできるだけ空地、公園等に収容し、緊急車両のための車線を確保する。
関係機関との連絡の保持	□障害物等の除去、損壊道路・橋梁等の応急補修・復旧・機能確保に当たる関係機関（電気・通信・鉄道等を含む。）と緊密な連絡を保持する。

復旧期における交通規制（概ね災害発生後4日目～28日目まで）

項目	交通規制措置
幹線道路	□幹線道路については、緊急自動車専用車線を少なくとも1車線確保する。また、あわせて可能な場合は、代替バス専用車線を1車線確保する。 □道路容量が不足するなど警察署がその必要があると認める場合には、必要な区間を一方通行として指定するなどの措置をとり、非被災地からの物資・支援要員を輸送するための出入動線の簡略化を図る。
被災地外へ脱出する一般自家用車両	□被災地外へ脱出しようとする被災者の一般自家用車両に関しては、夜間時間帯について、規制除外対象車両とする旨を広報し、幹線道路において、その通行を確保する。

平常時交通規制体制への移行（概ね災害発生後29日目以降）

項目	交通規制措置
経済復興、市民の自立支援を促進するための交通規制	□道路交通法施行令に基づく緊急自動車を除き、原則として通常の生産活動・商業活動に不可欠な輸送車両、公共交通代替バスの通行を優先して確保する。
検問の実施	□隣接市町に通ずる幹線道路については、交通遮断線を設定し、その手前の要所に検問所を設置する。 □検問所には緊急車両以外の車両通行禁止標識の設置、周辺の災害状況の告知、検問所の明示等を行い、交通秩序の維持を図る。

施設区分	手順その他必要な事項
路上障害物の仮置場	<input type="checkbox"/> 道路啓開作業により収集された路上障害物の仮置場を国道156号、418号その他緊急活動用幹線となる道路の沿道適地に確保する。 <input type="checkbox"/> 「緊急通行車両」の標章が交付された車両のうち、非被災地への帰途「空車」の状態にあるものに路上障害物の搬送・処理協力を要請する。 <input type="checkbox"/> 設置完了後速やかに警察署等関係機関に連絡し、交通整理要員の派遣その他必要な措置を講ずるよう協力を要請する。
被災者用臨時駐車場 車両一時退避スペース	<input type="checkbox"/> 住宅を失った被災者で駐車スペースを必要とする市民のための臨時駐車場並びに一時退避スペースを適地に確保する。 <input type="checkbox"/> 路上駐車を減少を図るとともに、一般車両の当面の利用自粛協力を得る。 <input type="checkbox"/> 駐車場用地は、市営・民営の一時駐車場をあてるほか、民有空地のうち仮設住宅建設用地としての利用は困難だが、仮置駐車場としての利用受諾が可能なものを借り受ける <input type="checkbox"/> 設置完了後速やかに警察署等関係機関に連絡し、交通整理要員の派遣その他必要な措置を講ずるよう協力を要請する。

区分	応急復旧措置
倒壊した電柱、街路樹、落下物等	□人力・重機械等により道路端に移動し堆積する。
鉄骨性構造物	□切断し道路端等へ移動し堆積する。
路上駐車、放置自動車	□小型車等は人力又は軽装備で、大型車は車両による牽引、クレーンの使用等重装備により撤去する。
路面の陥没、亀裂	□土砂充填、アスファルトパッチング等を施し自動車走行に支障のない程度に応急復旧する。
橋梁取付部の段差	□土砂・木材等の仮置、アスファルト混合物による応急的な擦り付け工事等により自動車走行に支障のない程度に応急復旧を施す。
崩壊土	□重機械（ブルドーザー等）により除去する。 □不安定土砂が斜面・切土法面に残っている場合には、特に不安定な部分を切土するか、ネットで崩落を防止又は路側に崩土防止柵を設置する。
落下した橋梁、落下の危険のある橋梁	□落橋部分に木角材、H型鋼をかけ渡し敷板を敷き並べ、土砂をかぶせて行う。 □状況によっては中間に仮橋脚を設ける。 □警察署等関係機関との連絡の上通行止め又は交通規制の標示等必要な措置を講ずる。

交通手段	確保手順
公共代替バス	<input type="checkbox"/> 関係機関等連絡協議会の検討結果に基づき、関警察署長に対して、各道路管理者及び交通安全施設その他関係団体・事業者の協力・連携のもと、バス専用車線（レーン）指定を行うよう要請する。 <input type="checkbox"/> 岐阜バス等に対し、バスの運行について、共同方式又はその他適当な方式により行うよう要請する。 <input type="checkbox"/> 県に対して、必要な支援措置を講ずるよう要請する。
多人数利用タクシー	<input type="checkbox"/> 関係機関等連絡協議会の検討結果に基づき、関警察署長に対して、各道路管理者及び交通安全施設その他関係団体・事業者の協力・連携のもと、多人数利用タクシーを含めたバス専用車線指定を行う。 <input type="checkbox"/> 緊急通行車両標章の交付を要請する。 <input type="checkbox"/> タクシー協会中濃支部に対し、相乗りを含む多人数利用タクシーの営業を速やかに再開するよう要請する。 <input type="checkbox"/> 県・国等関係機関に対して、必要な支援措置を講ずるよう要請する。
貸出用自転車の提供	<input type="checkbox"/> 商工会議所、商工会その他関係団体・事業者に、保有自転車を市民向け貸出用自転車として提供するよう要請する。 <input type="checkbox"/> 貸出用自転車の貸出及び返納の受付・保管を行う拠点を、市本庁舎・各地域支部・地区支部、避難所、医療機関、鉄道駅等必要な施設・箇所に配置する。 <input type="checkbox"/> ボランティアセンターに対し貸出用自転車ステーションの運営・自転車の回収その他必要な業務を行うよう協力を要請する。

1 災害発生後3日目までに通行確保、災害発生後28日目までに応急復旧完了を目標とする道路

(1) 岐阜県緊急輸送道路

(第1次緊急輸送道路)

番号	路線名	区間	管理者
1-1	東海北陸自動車道	市内全区間	中日本高速 道路(株)
1-2	東海環状自動車道	市内全区間	
1-3	国道 156 号	市内全区間	国土交通省
1-4	国道 248 号	市内全区間	岐阜県
1-5	一般県道関美濃線(県道 281 号)	市道幹 2-53 号交差点 ～ 東貸上交差点	
1-6	市道幹 2-53 号線(若草通)		関市
1-7	市道幹 1-49-1 号線		
1-8	市道 3-265 号線		

(第2次緊急輸送道路)

番号	路線名	区間	管理者
2-1	国道 256 号	市内全区間	岐阜県
2-2	国道 418 号	旭ヶ丘 3 丁目交差点～肥田瀬交差点	
2-3	主要地方道江南関線(県道 17 号)	市内全区間	
2-4	主要地方道関金山線(県道 58 号)	市内全区間	
2-5	主要地方道美濃加茂和良線(県道 63 号)	神野交差点～美濃加茂市境の区間を除く	
2-6	主要地方道白鳥板取線(県道 52 号)	国道 256 号 ～ へりポート(板取)	
2-7	主要地方道関本巣線(県道 79 号)	市内全区間	
2-8	主要地方道美濃洞戸線(県道 81 号)	市内全区間	
2-9	主要地方道岐阜美濃線(県道 94 号)	市内全区間	
2-10	一般県道上白金真砂線(県道 287 号)	市道幹 1-17 号 ～ 市道 6-282 号	
2-11	一般県道富加美濃線(県道 343 号)	市内全区間	
2-12	市道幹 1-34 号線(尾太線)		関市
2-13	市道幹 1-4 号線(中池)	塔ノ洞交差点 ～ へりポート(中池)	
2-14	市道幹 1-32 号線	黒屋西交差点 ～ 塔ノ洞交差点	
2-15	市道幹 1-36 号線(江南通)	池田町交差点 ～ 県道 79 号	
2-16	市道 1-544 号線(わかくさトンネル)		
2-17	市道幹 1-41 号線		
2-18	市道幹 1-17 号線		
2-19	市道幹 1-5 号線	県道 58 号 ～ 国道 418 号	
2-20	市道 1-546 号線		
2-21	市道 1-547 号線	国道 418 号 ～ 市道 1-546 号	
2-22	市道 6-172 号線	国道 248 号 ～ 岐阜県警察学校	
2-23	市道 6-282 号線	県道 287 号 ～ 市道 6-318 号	
2-24	市道 6-318 号線	市道 6-282 号 ～ へりポート(下白金)	
2-25	市道幹 1-507 号線	国道 418 号 ～ 武芸川事務所	
2-26	市道 15-359 号線	南武芸橋南交差点 ～ 市道 15-174 号	
2-27	市道 15-174 号線	市道 15-359 号 ～ へりポート(武芸川町)	
2-28	市道 1-323 号線	市道 1-547 号線 ～ 中濃消防組合消防本部・関消防署	
2-29	市道 13-73 号線	洞戸事務所前交差点 ～ 市場交差点	

(2) 関市緊急輸送道路

(関市が指定する緊急輸送道路)

番号	路線名	区間	管理者
3-1	一般県道関美濃線(県道 281 号)	1-5 以外の区間	岐阜県
3-2	一般県道勝山山田線(県道 367 号)	市内全区間	
3-3	一般県道関記念公園線(県道 295 号)		
3-4	市道 6-172 号線	岐阜県警察学校 ～ 県道 295 号	関市
3-5	市道幹 1-38 号線		
3-6	市道幹 2-26 号線		
3-7	市道 1-129 号線		
3-8	市道 1-540 号線		
3-9	市道幹 1-13 号線	稲口インター交差点 ～ 迫間交差点	
3-10	市道幹 1-13-1 号線 (岩坂トンネル)		
3-11	市道幹 1-3 号線 (しぐら坂トンネル)	へりポート (中池) ～ 県道 343 号	
3-12	市道幹 1-32 号線	2-14 以外の区間	
3-13	市道 1-504 号線	市道幹 1-32 号 ～ 東山交差点	
3-14	市道幹 1-5 号線	東山交差点 ～ 県道 58 号	
3-15	市道 5-245 号線		
3-16	市道 1-92 号線	市道幹 1-49 号 ～ 平賀町 5 交差点	
3-17	市道幹 1-48 号線	平賀町 5 交差点 ～ 市道 5-246 号	
3-18	市道 5-246 号線		
3-19	市道 5-231 号線		
3-20	市道幹 1-42 号線		
3-21	市道幹 1-27 号線		
3-22	市道幹 1-28 号線		
3-23	市道幹 1-49 号線		
3-24	市道 6-318 号線	国道 156 号 ～ 県道 79 号	
3-25	市道 7-73 号線	国道 248 号 ～ 市道 7-78 号	
3-26	市道 7-78 号線		
3-27	市道 7-334 号線		
3-28	市道 7-340 号線 (旧坂祝関線)		
3-29	市道 7-282 号線 (関工業団地)		
3-30	市道幹 1-10 号線		
3-31	市道幹 1-11 号線	桜台西交差点 ～ 市道幹 1-10 号	
3-32	市道 1-460 号線		
3-33	市道 1-461 号線	市道 1-460 号 ～ 十六所公園入口	
3-34	市道 1-547 号線		
3-35	市道幹 1-40-2 号線		
3-36	市道幹 1-30 号線	県道関美濃線 ～ 関有知高等学校	
3-37	市道 8-64 号線		
3-38	市道幹 1-14 号線	県道勝山山田線 ～ 関商工高等学校	
3-39	市道幹 2-27 号線		

区分	期間	発災直後	復旧期	平常時交通規制体制への移行期
消防、警察、自衛隊等の緊急自動車 (道路交通法施行令第13条)		終日除外	終日除外	終日除外
防災機関が使用する緊急通行車両		終日除外	終日除外	終日除外
警察署長が必要と認める車両		終日除外	終日除外	終日除外
公共交通バス		—	終日除外	終日除外
復旧資材輸送車両 (緊急度の高い資材)		—	終日除外	終日除外
復旧資材輸送車両 (緊急度の低い資材)		—	終日除外	夜間のみ除外
生活支援物資輸送車両		—	終日除外	夜間のみ除外
復旧工事用車両		—	終日除外	夜間のみ除外
被災地外へ脱出する一般自家用車両		—	夜間のみ除外	終日除外
報道機関関係車両		—	夜間のみ除外	夜間のみ除外
通常の生産活動・商業活動に不可欠な物資の輸送車両		—	—	終日除外

※発災直後 : 概ね災害発生後3日目まで
復旧期 : 概ね災害発生後4日目～28日目まで
平常時交通規制体制への移行期 : 概ね災害発生後29日目以降

障害物の種類	応急復旧手順
倒壊した電柱、街路樹、落下物等	<input type="checkbox"/> 人力・重機械等により道路端に移動し堆積する。
鉄骨性構造物	<input type="checkbox"/> 切断し道路端等へ移動し堆積する。
路上駐車、放置自動車	<input type="checkbox"/> 小型車等は人力又は軽装備で、大型車は車両による牽引、クレーンの使用等重装備により撤去する。
崩壊土	<input type="checkbox"/> 重機械により除去する。 <input type="checkbox"/> 不安定土砂が斜面・切土法面に残っている場合には、特に不安定な部分を切土するか、ネットで崩落を防止又は路側に崩土防止柵を設置する。
上下水道、電気、電話等の道路占用施設	<input type="checkbox"/> 当該施設管理者及び当該道路管理者にその旨通報する。緊急のため、そのいとまがない場合には、必要に応じて現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知措置等市民の安全確保のための措置をとり事後に連絡する。

基本方針

- ・ 応急復旧は、原則として基盤整備部職員の監督のもとで施工業者によって行う。
- ・ 水源施設・配水池施設等の基幹施設の復旧を最優先で行い、逐次末端施設の復旧を行う。
- ・ 配水管路及び給水装置の復旧順位は、送水管と配水管を最優先し、次に配水小管へと適切な情報把握と実情に即した判断のもとに配水調整を行い、断水区域を限定したうえで応急復旧を実施する。
- ・ 本復旧が困難なときは、応急復旧を実施し、飲料水の早期供給に努める。
- ・ 応急復旧作業は昼夜兼行で行い、災害発生の日から7日以内又は避難所開設期間内に完了させる。

復旧活動手順

区分	手順
上水道施設	<ul style="list-style-type: none"> □把握した被害状況を基に、所要資機材、復旧工程等を策定した復旧計画を確立する。 □復旧計画に基づいて、復旧資材の手配等の出動準備を行う。 □施工業者に出動要請を行う。ただし、宅地内給水装置の応急復旧は、原則として給水装置の所有者等から修繕依頼があったものについて、指定工事店等の協力により行う。 □応急復旧は、次により行うほか、別に定める復旧要領に基づいて行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 応急復旧は本復旧（原形復旧）を原則とし、これが困難なときは、施工容易な資材等をもって仮配管等による仮復旧とする。 ・ 施工にあたっては、作業の難易、能力及び復旧資材の有無等を勘案し、最も早期に復旧可能な方法を選定する。 ・ 施設の機能に重大な影響を及ぼす被害の復旧を優先して行い、通水に支障のない漏水等の軽微な被害は二次的に扱う。 ・ 応急復旧完了後直ちに充水又は試運転を行い、洗浄及び消毒を行って速やかに通水する。 □仮復旧による応急復旧完了後は、施工可能な区域から原形復旧を実施する。

基本指針

- ・災害発生時及び災害発生のおそれがある場合には、基盤整備部内に応急活動体制を指令し、本部と密接な連絡を保ちながら応急活動に対処する。

復旧活動手順

区分	手順
管渠	<input type="checkbox"/> 下水管渠の被害に対しては、とりあえず汚水、雨水の疎通に支障のないように移動式ポンプを配置して排水に努めるとともに、迅速に管渠の応急復旧措置を講じる。 <input type="checkbox"/> 幹線の被害は、相当広範囲にわたる排水機能の停止をまねくおそれがあるので原則として応急復旧を行い、本復旧の方針をたてる。 <input type="checkbox"/> 枝線の被害については直接本復旧を行う。 <input type="checkbox"/> 多量の塵芥等により管渠の閉塞又は流下が阻害されないようマンホール、雨水枳等で流入防止等の応急措置を行い、排水の円滑を図る。 <input type="checkbox"/> 工事施工中の箇所においては、工事請負人に対して、被害を最小限にとどめるよう指揮監督するとともに、状況に応じて、現場要員、資機材の補給を行わせるものとする。
下水処理場・ポンプ場等	<input type="checkbox"/> 下水処理場・ポンプ場等が停電した場合は、直ちに自家発電装置に切り替え、下水処理・下水排除に万全を期する。 <input type="checkbox"/> 下水道施設に浸水をきたした場合には、土のう等により浸水を阻止し、破損箇所の応急修理を行い、下水処理・下水排除に万全を期する。

以下には、電力会社の行う対策に関し記載した、県地域防災計画（一般対策計画）第3章第35節3(3)「電気施設」及び県地域防災計画（地震対策編）第3章第31節3(3)「電気施設」の概要を記す。

災害応急対策のあらまし

区分	概要
災害対策本部の設置	<input type="checkbox"/> 災害の発生が予想されるとき又は災害が発生したとき直ちに設置 <input type="checkbox"/> 必要な態勢を整える。
緊急要員の確保	<input type="checkbox"/> 緊急出社要員の確保 <input type="checkbox"/> 情報連絡体制整備 <input type="checkbox"/> 必要に応じて関係会社に応援を要請
情報収集・連絡体制	<input type="checkbox"/> 移動無線、保安用社内専用電話、加入電話等により被害状況の早期収集 <input type="checkbox"/> 衛星通信回線やヘリコプター等による被害状況の早期収集
復旧用資機材及び輸送手段の確保	<input type="checkbox"/> 通常時より復旧用資機材の確保に努める <input type="checkbox"/> 道路の寸断・渋滞等を想定しヘリコプターによる空輸など多面的輸送手段を確保
高圧発電機車による電源確保	<input type="checkbox"/> 必要に応じて高圧発電機車による緊急電源確保に努める。
災害時における危険予防措置	<input type="checkbox"/> 原則として可能な限り送電を継続するが、必要に応じて送電停止などの適切な危険予防措置を講ずる。

ダム、ため池、水門、こう門等の操作

区分	概要
ダム、ため池、水門、こう門等	<input type="checkbox"/> ダム、ため池、水門、こう門等の管理者（操作責任者を含む。）は、気象等の状況の通知を受けた後は水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の適正な開閉を行い、放流の際、下流地区に対する迅速な連絡を実施する等その操作に万全を期する。

災害復旧の実施

区分	概要
災害復旧の原則	<input type="checkbox"/> 被災施設の早期復旧にあたる。 <input type="checkbox"/> 民心の安定と社会、経済上の必要度を勘案し、その度合いの高いものから優先 <input type="checkbox"/> 防災機関において特に早期供給を必要とする施設があるときは、最寄の事業所にその旨の要請による。
優先される施設	<input type="checkbox"/> 総合病院 <input type="checkbox"/> 主要官庁 <input type="checkbox"/> 警察署 <input type="checkbox"/> 消防署 <input type="checkbox"/> 報道機関 <input type="checkbox"/> 上下水道、ガス施設 <input type="checkbox"/> 避難所

災害時の広報

区分	概要
広報活動	<input type="checkbox"/> 電力施設の復旧状況及び電気事故防止に関する必要事項を広報する。
広報の方法	<input type="checkbox"/> 関係の防災機関への通知 <input type="checkbox"/> 新聞、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関への発表 <input type="checkbox"/> ポスター、チラシ類の配布 <input type="checkbox"/> サービスカーによる巡回放送

以下には、電気通信事業者の行う対策に関し記載した、県地域防災計画（一般対策計画）第2章 災害予防 第31節（6）「電話（通信）施設」及び第3章第35節3(6)「電話（通信）施設」、県地域防災計画（地震対策編）第2章 地震災害予防 第20節（6）「電話（通信）施設」及び第3章第31節3（6）「電話（通信）施設」の概要を記す。

電気通信事業者の予防措置

区分	概要
予防措置	災害発生時に電話（通信）設備の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の電話（通信）の混乱を防止するため、次の対策を行う。 <input type="checkbox"/> 電話（通信）施設、設備の安全性の確保 <input type="checkbox"/> 災害対策機器の配備 <input type="checkbox"/> 重要通信の確保 <input type="checkbox"/> 要員の確保

電気通信事業者の応急復旧対策

区分	概要
災害対策本部の設置	<input type="checkbox"/> 災害の発生が予想される時又は災害が発生したとき直ちに設置 <input type="checkbox"/> 必要な態勢を整える。
緊急要員の確保	<input type="checkbox"/> 緊急出社要員の確保 <input type="checkbox"/> 情報連絡体制整備 <input type="checkbox"/> 必要に応じて関係会社に応援を要請
情報収集・連絡体制	<input type="checkbox"/> 衛星用可搬型陸上無線機、災害時優先電話等により被害状況の早期収集
通信の非常そ通措置	<input type="checkbox"/> 地震災害時に際して臨時措置をとる。 <input type="checkbox"/> 通信の輻輳の緩和 <input type="checkbox"/> 重要通信の確保
資機材及び車両の確保	<input type="checkbox"/> 応急復旧に必要な資機材の備蓄数量の確認 <input type="checkbox"/> 車両の確保 <input type="checkbox"/> 調達を必要とする資機材について、関連会社等の在庫量の確認、緊急確保
応急復旧	<input type="checkbox"/> 通信の早期そ通を図るため、災害復旧に先立ち関連会社等に出動を求める等必要措置をとり応急復旧工事を実施
災害時における広報活動	<input type="checkbox"/> 被害状況、二次災害防止のための注意事項、復旧予定などを報道機関や広報車などを通じて周知 <input type="checkbox"/> 地域復旧体制への協力と被害状況把握のため、地域の防災機関へ要員を派遣し、連携の緊密化を図る。
重要施設の優先的復旧	<input type="checkbox"/> 防災関係機関、医療機関について優先的に復旧
電話（通信）会社への要請	<input type="checkbox"/> 災害が発生した場合には、地方自治体の要請により避難所、現地災害対策本部機関等の通信を確認する。 <input type="checkbox"/> 応急復旧の実施 <input type="checkbox"/> 災害が発生した場合は、災害対策本部を設置し当該設備及び回線の復旧に関し応急の措置を行う。

以下には、LPガス販売事業者の行う対策に関し記載した、県地域防災計画（一般対策計画）第2章 災害予防 第31節（4）「都市ガス施設」及び第3章第35節3(4)「都市ガス施設」、県地域防災計画（地震対策編）第2章 地震災害予防 第20節（4）「都市ガス施設」及び第3章第31節3（4）「都市ガス施設」の概要を記す。

LPガス販売事業者の予防措置

区分	概要
予防措置	災害発生時のLPガス施設の災害及びLPガスによる二次災害を未然に防止するとともに、被害拡大防止のため次の対策を行うものとする。 <input type="checkbox"/> LPガス施設の安全性の確保 <input type="checkbox"/> 遮断バルブの設置促進 <input type="checkbox"/> 防火、消火施設設備の充実 <input type="checkbox"/> 保安電力の確保 <input type="checkbox"/> 要員の確保 <input type="checkbox"/> 代替熱源による供給体制の整備 <input type="checkbox"/> 資機材の整備 <input type="checkbox"/> 広域的相互応援体制の整備

LPガス販売事業者の応急復旧対策

区分	対策内容
災害対策本部の設置	<input type="checkbox"/> 災害の発生が予想されるとき又は発生したときは、直ちに災害対策本部を設置 <input type="checkbox"/> 必要な態勢を整える。
緊急要員の確保	<input type="checkbox"/> 緊急出社要員の確保と情報連絡体制を整備 <input type="checkbox"/> 必要に応じて関係会社に応援を要請
情報収集・連絡体制	<input type="checkbox"/> 緊急連絡用無線、災害時優先電話等により、被害状況の早期収集
復旧用資機材及び輸送手段の確保	<input type="checkbox"/> 通常時より復旧用資機材の確保 <input type="checkbox"/> 災害時の輸送手段の確保
緊急措置	<input type="checkbox"/> 被害状況に応じて、要所毎の遮断バルブや供給ブロックのバルブの閉止措置を行い、二次災害防止と供給停止の極小化を図る。
復旧支援要請	<input type="checkbox"/> 被害状況に応じて、復旧支援を社団法人日本ガス協会に要請
臨時供給	<input type="checkbox"/> 臨時供給については、被害実態、復旧見込みなど状況に応じた供給方式を採択し、必要に応じて関係LPガス事業者等と協議し、早急に行う。
災害時における広報活動	<input type="checkbox"/> 被害状況、二次災害防止のための注意事項、復旧予定などを報道機関や広報車などを通じて周知 <input type="checkbox"/> 地域復旧体制への協力と被害状況把握のため、地域の防災機関へ要員を派遣し、連携の緊密化を図る。
重要施設への優先的復旧	<input type="checkbox"/> 防災関係機関、医療機関について優先的に復旧

項目	手順その他必要な事項
安否確認の方法	<input type="checkbox"/> 学校（教職員）の調査に基づく報告 <input type="checkbox"/> 教育部特別調査班又は地域支部、地区支部の現認に基づく報告 <input type="checkbox"/> P T A・自治会、自主防災組織その他による調査に基づく報告 <input type="checkbox"/> その他防災関係機関による調査に基づく報告
安否不明リストの作成	<input type="checkbox"/> 学校単位で作成する。 <input type="checkbox"/> 保護者の存否、親類・知人その他保護者に準じる者の存否、障がいの有無等必要となる対策の種別・規模を把握するために必要な状況項目別に作成する。

項目	手順その他必要な事項
避難所及び校区内在宅児童・生徒等の教育的ケア・心のケア	<input type="checkbox"/> 校庭又は未使用の教室その他避難所内の適当なスペースを確保し「避難所内教室」として行う。 <input type="checkbox"/> 教材の有無、また屋外内にこだわることなく行う。 <input type="checkbox"/> 時間枠は、午前中又は午後の数時間とする。 <input type="checkbox"/> その他全体として、災害遭遇後の混乱した「児童・生徒及び教職員自身の心のケア」と避難所として使用されるために混乱を余儀なくされた「学校における生活秩序」を徐々に回復し、学校再開後の応急教育体制にスムーズに移行させることにポイントをおく。
避難所入所者との「よい関係」づくり	<input type="checkbox"/> 「広報せき」紙面や各避難所作成の掲示・ビラ等による事前・事後の広報活動に加え「教室」実施予定スペース付近周辺の入所者や被災者との「よい相互関係を保つための活動」全般を行うよう努める。 <input type="checkbox"/> 心のケア対策に関する専門家のアドバイスを得ながら行うよう努める。
疎開児童・生徒リストの作成	<input type="checkbox"/> 保護者からの届出、学校教職員による地域訪問等により把握した限りにおける疎開児童・生徒リストを作成する。 <input type="checkbox"/> これにより疎開先に対する照会や児童・生徒への連絡を行う。 <input type="checkbox"/> 市は、必要に応じて学校長に対し疎開児童・生徒リストの作成並びに提出を求める。

- 建築物の構造躯体の傾斜、損傷の有無
- 建築物・設備の浸水・冠水の有無
- 建築設備（機械設備・電気設備・放送設備）の機能点検
- 使用停止する設備（エレベーター、冷暖房、その他必要以外の電気・機械の運転）
- 受水槽等の貯水確認（受水槽等の貯水確認を行うとともに、上水を確保）
- 消防用設備等の点検・確認（防火戸、火災報知設備、屋内消火設備、消火器、避難設備等）
- 自家発電設備、可搬式発動発電機の点検

区分		あらまし
対策本部の設置		災害が発生した場合には、現地に復旧本部を、また、必要に応じ市本部内に対策本部を設置する。
警備の体制等		線路等災害の発生が予想される場合及び被害が広範囲又は甚大になることが予想される場合は、線路災害等保安準則に基づき、状況に応じた警備体制をとり、運転規制を実施することとする。
警備の方法	巡回警備	担当区域の全般又はその一部を見回り警備することとする。
	固定警備	局地的に著しい災害の発生が予想される箇所を重点警備することとする。
乗務員等の対応		保守責任者等は、毎事業年度、警備計画を定め社員に周知徹底することとする。
乗客の避難・救護対策	駅構内	災害状況を的確に把握し、適切な案内放送と安全な避難場所へ誘導することとする。 (各駅は、大規模事故又は災害に備えて、乗客の避難場所を指定)
	列車内	二次災害を警戒し、輸送指令及び最寄りの駅長と協議の上、乗客を安全な場所へ誘導することとする。
その他の措置		非常時対応マニュアルに基づき、負傷者救護を行うとともに、消防署・分署・出張所、警察署、医療機関等へ救護要請することとする。

様々な社会的混乱の中、地域住民の安全確保、各種犯罪の予防、取締り等を行い、被災地における治安維持を図るため、必要な措置を講ずる。また、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるなど社会混乱の抑制に努める。

災害発生時における措置

災害及び突発重大事案が発生し又は発生するおそれがあるときは、防災関係機関と緊密な連携をとり、おおむね次に掲げる対策を講ずる。

- 早期警備体制の確立
- 多様な手段による各種情報の収集・伝達
- 被害実態の早期把握
- 消防等防災関係機関と連携した救出救助活動
- 行方不明者の調査
- 要配慮者等に配慮した的確な避難誘導及び二次災害の防止
- 災害警備活動のための通信・情報管理機能の確保
- 住民等による地域安全活動への指導、連携
- 自主防災組織など、コミュニティにおける活動との連携を強化
- 被災者等のニーズに応じた情報伝達・相談活動
- 不法事案等の予防及び取締り
- 被災地、避難所、重要施設等の警戒警備の強化
- 避難路及び緊急交通路の確保
- 交通の混乱防止及び交通秩序の確保
- 広報活動
- 死体の見分、検視等
- 関係機関による災害復旧活動並びに自発的支援の受入れに対する協力

保安活動

項目	手順その他必要な事項
地下街等保安対策	<input type="checkbox"/> 地下街及び百貨店等不特定多数の者が出入する防火対象物の地階（以下「地下街等」という。）における災害の発生及び拡大を未然に防止するため、防災対策等必要な措置をとる。 <input type="checkbox"/> 実施内容 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 地下街等の実態調査の実施 <input type="checkbox"/> 関係機関等の対策 <input type="checkbox"/> 防災訓練等の実施 <input type="checkbox"/> 災害防止技術の研究開発

項目	手順その他必要な事項
危険物等保安対策	<p>□危険物、高圧ガス、毒物劇物及び火薬類（以下「危険物等」という。）の漏洩流出、火災、爆発等による多数の死傷者等の発生といった危険物等災害を防止し、あるいは災害発生時における危険物等の保安を確保するため、必要な措置を行う。</p> <p>□実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> □危険物等関係施設の安全性の確保 □危険物等の輸送対策(移送、移動も含む。) □高速道路上の危険物等事故対策 □迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え □防災知識の普及、訓練

区分	広報事項
事前広報	<input type="checkbox"/> 避難所等における仮設トイレの衛生的使用の必要性 <input type="checkbox"/> 避難所等における手洗の励行 <input type="checkbox"/> 生水の飲用に対する注意 <input type="checkbox"/> 食中毒の防止のための注意 <input type="checkbox"/> バランスのとれた食事・睡眠による健康の保持の重要性

S3-07-02 防疫器具の現況

(R5. 3. 31)

種別	員数	容量	備考
動力噴霧機	1	200ℓ	エンジン式
噴霧器	3	9ℓ	手動式 (肩かけ)
〃	3	5ℓ	手動式 (肩かけ)
薬剤	900	500mℓ	塩化ベンザルコニウム液
〃	30	600mℓ	〃

項目		手順その他必要な事項
初期 対策	重点収集	<input type="checkbox"/> 拠点施設（避難所、医療対策拠点施設、要配慮者施設、福祉避難所等）から優先的に収集する。
	緊急的な処理	<input type="checkbox"/> 浄化センター、岐北衛生センター等に搬入した上で処理する。 <input type="checkbox"/> 下水道管路・ポンプ場等排水施設の処理機能が確認された場合は、収集時に最寄の汚水マンホール等から直接投入する。
第 二 次 処 理 対 策	し尿収集の実施	<input type="checkbox"/> 汲取地域における収集を開始する。 <input type="checkbox"/> 交通渋滞の要因となることのないよう、周辺市町の協力を得て、収集地域区分ごとに臨時の搬入先処理場を指定し行う。 <input type="checkbox"/> 下水道管路・ポンプ場等排水施設の処理機能が確認された場合は、収集時に最寄の汚水マンホール等から直接投入する。
	仮設トイレの撤去・縮小	<input type="checkbox"/> 水洗トイレの復旧状況、仮設トイレの利用状況等に関して、関係各部からの情報連絡、巡回点検活動により把握し段階的に仮設トイレの撤去・縮小を行う。 <input type="checkbox"/> 関係各部・機関への通報及び市民に対する事前広報を十分に行う。
	平常時収集・処理体制への移行	<input type="checkbox"/> 施設等の復旧状況により、関係各部及び各防災関係機関と協議して、平常時収集・処理体制への移行手順について、検討する。 <input type="checkbox"/> 関係各部・機関への通報及び市民に対する事前広報を十分に行う。

施設名	所在地	計画処理能力	処理方式	対象地域
関市浄化センター し尿処理施設	関市倉知 2005-1	40k1/日 し尿 :28k1/日 浄化槽汚泥:12k1/日	好気性消化処理方式 +活性汚泥処理方式	関地域 武儀地域 上之保地域
岐北衛生センター (岐北衛生施設利用組合)	山県市岩佐 字馬坂口1786	70k1/日 し尿 :56k1/日 浄化槽汚泥:14k1/日	高負荷酸化処理方式	武芸川地域 洞戸地域 板取地域

区分	仮設トイレ設置のめやす
設置すべき場所	<input type="checkbox"/> 避難所（避難所内でトイレが不足又は使用不可能な場合） <input type="checkbox"/> その他被災者を収容する施設 <input type="checkbox"/> 中継拠点病院（救急指定病院）、物資集配拠点、仮置場等救援対策活動拠点施設 <input type="checkbox"/> 中高層集合住宅団地 <input type="checkbox"/> 住宅密集地（地域内でトイレが不足又は使用不可能な場合） <input type="checkbox"/> ホテル・旅館等観光客滞在施設
設置すべき個数	<input type="checkbox"/> 利用者人口80人当たり1基（350リットル 3日分と想定） <input type="checkbox"/> 発生当初:利用人口50人当たり一基 長期化 :利用人口20人当たり一基
設置期間	<input type="checkbox"/> 上下水道施設復旧など、その必要がないと認めるときまで

区分	広報事項
事前広報	<input type="checkbox"/> 被害軽微な汲取地域に対する収集一時中止措置の必要性 <input type="checkbox"/> 仮設トイレ利用上の留意事項 <input type="checkbox"/> 平常時収集体制への移行に関する見通し

施設名	所在地	施設の種類	処理能力	処理方式
クリーンプラザ中濃 ガス化溶融施設	関市下有知5960	ガス化溶融施設	168t/日	流動床式ガス化溶融炉
クリーンプラザ中濃 粗大ごみ処理施設	関市下有知5960	粗大ごみ処理施設	50t/5h	衝撃剪断堅型回転破碎 方式
クリーンプラザ中濃 リサイクルプラザ	関市下有知5960	リサイクル施設	12t/日	主に手選別
クリーンプラザ中濃 一般廃棄物最終処分場	関市下有知5960	一般廃棄物最終処分場	140m ³ /日	サンドイッチ工法

項目	手順その他必要事項
設置場所	<input type="checkbox"/> 関市災害廃棄物処理計画に基づき仮置場を選定する。 <input type="checkbox"/> グラウンドや公園を基本とし、不足する場合は、市内開発宅地予定地、休耕農地等に複数設置を検討する。
留意点	<input type="checkbox"/> 搬出動線の簡略化、車両の効率的運用の観点から、市域をいくつかの区域に区分し、各地域内で発生したがれき・ごみ等の受入れるようにする。

区分	手順その他必要事項
人命救助及び優先道路啓開に伴う廃棄物	混合状態で仮置場へ搬入する。
腐敗しやすい廃棄物 (生ごみ等)	<input type="checkbox"/> 委託業者等の協力を得て、最優先で収集・搬送の体制を確立しクリーンプラザ中濃へ搬送し焼却処理する。 <input type="checkbox"/> 施設破損等により市のみで処理困難な場合は、周辺市町・自社処理業者等に協力を要請の上搬送する。 <input type="checkbox"/> 収集できずに空地等に置かれたごみについては、必要に応じて定期的な消毒を行う。
燃えるごみ・燃えないごみ・がれき	<input type="checkbox"/> 出来る限り被災現場で分別した上で、仮置場に搬送の上、状況に応じて、クリーンプラザ中濃等焼却施設又は破碎処理に搬送し適切に処理する。 <input type="checkbox"/> 仮置場は、火災対策を講ずる。また定期的な消毒を行う。 <input type="checkbox"/> 不燃物処理場において破碎処理し、可能な限りリサイクル利用に努める。
有害・危険物	<input type="checkbox"/> 専門業者等の協力による車両を適宜配車して、個別収集の上適切に処理する。
路上放置廃棄物	<input type="checkbox"/> 道路等に排出又は放置された廃棄物は、関係各部、応援市町・委託業者等の協力による車両を適宜配車して、仮置場まで収集・搬送する。

項目	手順その他必要事項
仮置場における処理	<input type="checkbox"/> 仮置場において、必要に応じて中間処理のための設備（破砕機・金属磁選機等）を設置し、可能な限り減量化を図る。 <input type="checkbox"/> 仮置場において、可能な限り資源の分別回収に努め、リサイクル業者に対し買取・搬送の協力を求める。
周辺市町処理業者への協力要請	<input type="checkbox"/> 施設破損等により市のみで処理困難な場合は、周辺市町処理業者等に協力を要請の上搬送する。 <input type="checkbox"/> 廃棄物処理業者や建設業者等の協力を得て、搬送し適切に処理する。
最終処分	<input type="checkbox"/> 焼却灰を含め埋め立て最終処分については一般廃棄物処理場で適切に処理する。 <input type="checkbox"/> 災害関連のがれき等については、災害発生後3年以内に最終処分が完了するよう、適宜県・国と協議し、速やかに処理を行う。

区分	広報事項
事前広報	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/>避難所等救援対策施設、被害の甚大な地域を最優先することへの理解の要請<input type="checkbox"/>被害軽微地域に対する収集一時中止措置の必要性<input type="checkbox"/>災害時における生活ごみの分別排出と排出抑制の協力要請、各地域の収集日の周知<input type="checkbox"/>災害ごみの出し方、搬入場所の周知<input type="checkbox"/>平常時収集体制への移行に関する見通し

区分	収集運搬班
班長	1
運転手	2
作業員	4
スコップ	4
タケミ	4
トラクターショベル等	随時
ダンプカー (2 t 車)	1
特殊車	1

(注)

- ・班長には、環境班の職員があたる。
- ・作業員は、環境班の職員及び奉仕団員の動員又は人夫を雇いあげるものとする。
- ・車両等は、市本部で不足するときは、民間から借り上げるものとする。

項目	手順その他必要事項
緊急汚染源調査	<p><input type="checkbox"/>被災により有害物質が漏えいした場合、大きな環境汚染のおそれがある主要工場については、災害発生後できる限り速やかに電話、現地調査その他の方法により緊急ヒアリングを行う。</p> <p><input type="checkbox"/>必要に応じて適切な措置を講ずるよう指導する。</p>
被災状況調査及び緊急現地調査	<p><input type="checkbox"/>被災地域を中心として、有害物質を取り扱う工場、事業場をリストアップし、被災状況を把握するためアンケート調査を実施する。</p> <p><input type="checkbox"/>そのうち主要な工場に対しては、緊急現地調査を行い、被害状況を把握するとともに、環境汚染に対する二次災害防止について技術指導を行う。</p>
公共用水域及び地下水の監視	<p><input type="checkbox"/>上水道施設、温泉施設と密接な関係があることから上水道取水施設周辺水域、水源井戸の確保を最重要として監視する。</p> <p><input type="checkbox"/>簡易専用井戸の被害状況把握及び水質検査を行い、その結果から汚濁井戸を把握し必要な対策を講ずる。</p>

区分	広報事項
事前広報	<input type="checkbox"/> 環境汚染のおそれがある箇所に関する情報の市本部への提供 <input type="checkbox"/> できるだけ解体工事現場等の粉じんの発生する場所には近付かないこと <input type="checkbox"/> 手洗・うがいの励行 <input type="checkbox"/> 防じんマスク着用のよびかけ <input type="checkbox"/> その他環境汚染のおそれがある箇所に関する留意事項

項目	手順その他必要事項
粉塵飛散防止対策	<input type="checkbox"/> 工事現場においては、シートでカバーする。 <input type="checkbox"/> 水を確保し解体作業時に散水を必ず行う。
アスベスト飛散防止対策	<input type="checkbox"/> 解体・撤去工事を行う元請事業者は、当該建築物が吹付けアスベストを使用している可能性のある建築物であるか否かをあらかじめ確認する。 <input type="checkbox"/> 吹付けアスベストを使用している可能性のある建築物については、工事着手前に吹付けアスベストの使用の有無等について、現地調査を実施する。 <input type="checkbox"/> 調査の結果、使用していることが判明したもの及び使用していないことが確認できない場合は、市に報告する。 <input type="checkbox"/> 吹付けアスベスト使用建築物又は吹付けアスベストの使用の有無が確認できない建築物については、次の対策を講ずる。 <input type="checkbox"/> 事前に除去できる場合については、事前に除去する等飛散防止対策を実施する。 <input type="checkbox"/> 事前に除去できない場合及び使用の有無が確認できない場合については、薬剤の散布による固化又は散水を実施する。 <input type="checkbox"/> 全壊建物で飛散のおそれがある場合は直ちにシートによる囲い込みを行う。 <input type="checkbox"/> 吹付けアスベスト使用建築物、又は吹付けアスベストの使用の有無が確認できない建築物について、解体・撤去工事が完了したときは、市に報告する。
がれき等の搬出時の飛散防止対策	<input type="checkbox"/> がれき等の搬出を行う元請け事業者は、運搬時の荷台シートカバーを義務付ける。 <input type="checkbox"/> その他必要な措置を講ずる。

項目		手順その他必要事項
拠点救護所設置場所		<input type="checkbox"/> 関市保健センター <input type="checkbox"/> 関地域内全中学校（6箇所） <input type="checkbox"/> 南ヶ丘小学校 <input type="checkbox"/> 地域保健センター（武芸川） <input type="checkbox"/> 国民健康保険診療所（洞戸・板取） <input type="checkbox"/> 武儀生涯学習センター <input type="checkbox"/> 上之保生涯学習センター <input type="checkbox"/> 必要に応じて災害現場その他本部長（市長）が必要と認めた場所
活動体制		<input type="checkbox"/> 拠点救護所1か所に対して、少なくとも医師2名以上が出動する。 <input type="checkbox"/> 市立診療所の要員は、最寄の設置場所に出動する。 <input type="checkbox"/> 開設中は、24時間体制で行う。 <input type="checkbox"/> 医療救護・助産活動を実施する期間は、災害の状況に応じてそのつど定めるが、おおむね災害発生の日から14日以内とする。
経費の負担		<input type="checkbox"/> 災害救助法の適用を受けた場合は県負担（限度額以内）とする。 <input type="checkbox"/> その他の場合は市負担とする。
対策内容	医療救護対策	<input type="checkbox"/> 傷病者の蘇生 <input type="checkbox"/> 傷病者の傷害等区分の判別（トリアージ） <input type="checkbox"/> 中濃厚生病院、関中央病院・後方医療機関への転送の可否及び転送順位の決定 <input type="checkbox"/> 傷病者に対する応急処置、転送困難な患者、軽症患者等に対する医療 <input type="checkbox"/> 死亡の確認及び死体の検案
	助産救護対策	<input type="checkbox"/> 対象者は、災害のため助産の途を失い、災害発生の日又は以後7日以内に分べんした人とする。被災の有無及び経済力の如何を問わない。 <input type="checkbox"/> 救護の範囲は分べんの介助、分べん前、分べん後の処理、脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給とする。
	心のケア対策	<input type="checkbox"/> 市内精神科医療施設及びスタッフの協力により保健センター救護所にて行う。 <input type="checkbox"/> 県並びに関係機関・団体等と連携し、巡回精神医療救護班を編成し、避難所に在住する被災者や自宅周辺に滞在する市民への心のケア対策に努める。 <input type="checkbox"/> 市本庁舎内に設置される災害時総合相談窓口を通じて行う。

緊急処置用（発災後3日間）

・予想される傷病：多発外傷、熱傷、挫滅創、切創、打撲、骨折等

必要性の高い医薬品（薬効別）	適応する傷病	災害用医薬品備蓄上の留意事項
＜医療用＞		
○医療材料 〔小外科セット、縫合セット〕 包帯等	体外出血を伴う各種外傷	<ul style="list-style-type: none"> 大量需要が予測される（被害想定以上の確保が必要） 保管は容易 ディスプレイ製品が適当
○細胞外液補充液 維持液 代用血漿液	大量出血ショック等	<ul style="list-style-type: none"> 大量需要が予測される（被害想定以上の確保が必要） 嵩張るものが多く、保管場所の確保が困難 保管は常温可 保管数量と同数の点滴セットが必要
○血液製剤	大量出血、特殊疾患	<ul style="list-style-type: none"> 日赤血液センターの対応が期待できる 有効期限が短く迅速な対応が必要
○薬剤 ・解熱鎮痛消炎剤 (小児用含む)	多発外傷、熱傷、挫滅創、切創、打撲、骨折等	<ul style="list-style-type: none"> 大量需要が予測される（被害想定以上の確保が必要） 冷所保存の薬剤は不適（常温品が適当）
・抗生物質製剤 (小児用含む)	多発外傷、二次感染予防、各種感染症	<ul style="list-style-type: none"> 大量需要が予測される（被害想定以上の確保が必要） 適応症が多様であり3日目以降も高需要が予測される 保管は常温可
・滅菌消毒剤	各種外傷	<ul style="list-style-type: none"> 大量需要が予測される（被害想定以上の確保が必要） 嵩張るものが多く、保管場所の確保が困難 保管は常温可
・外皮用薬	各種外傷、各種皮膚疾患	<ul style="list-style-type: none"> 初期には大量需要が予測される 保管は常温可
・止血剤	各種出血性疾患	同上
・強心剤、昇圧剤	心疾患（心不全等）、低血圧	<ul style="list-style-type: none"> 初期には大量需要が予測される 保管は常温可
・局所麻酔剤	外傷等（外科措置用）	<ul style="list-style-type: none"> 外科措置用剤として必要性は高い 保管は常温可
＜一般用＞		
・シップ薬 (鎮痛、鎮痒、収斂、消炎剤) 〔冷シップ〕 〔温シップ〕	打撲、筋肉痛、腰痛	<ul style="list-style-type: none"> 初期には特に冷シップの需要が増す 嵩張るが保管は容易 保管は常温可
・殺菌消毒薬 (その他の外皮用薬)	外傷全般	<ul style="list-style-type: none"> 特に初期に大量需要が予測される（被害想定以上の確保が必要） プラスチックボトル（100ml入）が保管、使用に便利 希釈不要のものが適当・保管は常温可
・衛生材料 (ガーゼ、包帯、脱脂綿等)	外傷全般	<ul style="list-style-type: none"> 特に初期に大量需要が予測される（被害想定以上の確保が必要） 保管時はセットにしておくとう便利 保管は常温可

急性疾患用（3日目以降）

- ・予想される傷病:心的外傷後ストレス障害 (PTSD)、不安症、不眠症、過労、便秘症、食欲不振、腰痛、感冒、消化器疾患、外傷の二次感染症等
- ・季節的な疾病:インフルエンザ、食中毒等

必要性の高い医薬品 (薬効別)	適応する傷病	災害用医薬品備蓄上の留意事項
＜医療用＞ 緊急処置用の他		
・鎮咳剤、去たん剤 (小児用含む)	感冒、慢性疾患等	<ul style="list-style-type: none"> ・特に冬期に大量需要が予測される ・集団避難所生活への気遣いからも多く求められる ・保管は常温可
・止しゃ剤、整腸剤 (小児用含む)	下痢、その他	<ul style="list-style-type: none"> ・体力の低下に伴い多発 (=需要大) ・保管は常温可
・便秘薬 (下剤、浣腸剤)	便秘	<ul style="list-style-type: none"> ・水分の摂取不良等から多発 (=需要大) ・多種類の剤型あり (控剤は冷所保存) ・飲み下し困難者は浣腸が必要
・催眠鎮静剤、抗不安剤	不眠症、不安症、 神経症、PTSD	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所生活長期化に伴い多発 (=需要大) ・向精神薬については保管対策必要 ・保管は常温可
・口腔用塗布剤 (その他の消化器官用薬)	口内炎、舌炎	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養摂取不良から多発 (=需要大) ・保管が容易な外用薬が適当 ・保管は常温可
・消化性潰瘍用剤	胃、十二指腸潰瘍	<ul style="list-style-type: none"> ・慢性疾患患者及び災害後ストレスによる新規患者の多発が予測される ・保管は常温可
・健胃消化剤	消化不良、 胃部不快感、 食欲不振	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所生活長期化に伴い多発 (=需要大) ・種類は豊富 ・保管は常温可
・総合感冒剤 (小児用含む)	感冒	<ul style="list-style-type: none"> ・特に冬期に大量需要が予測される ・避難所生活長期化に伴い多発 (=需要大) ・小児用にはシロップが適当 ・保管は常温可
＜一般用＞ 緊急処置用の他		
・催眠鎮静剤、強心剤	不眠、動悸、めまい	<ul style="list-style-type: none"> ・中期以降に多発 (=需要大) ・特に医師、薬剤師の指示が必要 ・保管は常温可 (保管対策は必要)
・便秘薬 (下剤、浣腸剤)	便秘	<ul style="list-style-type: none"> ・中期以降に多発 (=需要大) ・保管は常温可
・ビタミンB剤	栄養補給、肉体疲労、 眼精疲労	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所生活長期化に伴い多発 (=需要大) ・嵩張るがドリンク剤は便利 ・保管は常温可
・絆創膏	各種外傷	<ul style="list-style-type: none"> ・各種サイズが必要 ・保管は容易
・目薬 (眼科用剤)	充血、抗炎症、 眼精疲労、 アレルギー、抗菌等	<ul style="list-style-type: none"> ・埃、粉塵による障害多発 (=需要大) ・有効期限短いので要注意 ・保管は容易
・マスク	感冒、その他予防	<ul style="list-style-type: none"> ・埃、粉塵が多い場合必要性が高い (阪神では一時的に不足した)
・うがい薬 (含嗽剤)	感染予防、口内殺菌	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所生活長期化に伴い多発 (=需要大) ・特に冬期に需要が高まると予測される ・溶解の必要な散剤は不適 ・保管は常温可

必要性の高い医薬品（薬効別）	適応する傷病	災害用医薬品備蓄上の留意事項
・ 一般用総合感冒剤		・ 特に冬期に大量需要が予測される ・ 小児用にはシロップが適当 ・ 保管常温可

慢性疾患用（避難所開設が長期化する頃）

- ・ 予想される傷病：急性疾患の他、高血圧、呼吸器疾患、糖尿病、心臓病等
- ・ 季節的な疾病：花粉症、喘息、真菌症等

必要性の高い医薬品（薬効別）	適応する傷病	災害用医薬品備蓄上の留意事項
＜医療用＞ 緊急処置用、急性疾患用の他		
・ 降圧剤	高血圧	・ 高血圧疾患患者はかなり多い（＝需要大） ・ 保管は常温可
・ 抗血栓剤	各種血栓、塞栓症	・ 治療継続中の慢性疾患患者に必要 ・ 医師の指示のもとに使用（中断は危険） ・ 保管は常温可
・ 糖尿病用剤 { インスリン注射 経口糖尿病治療剤 }	糖尿病	・ 糖尿病患者は意外に多く、患者に合った剤型が必要 ・ 剤型により保管条件は異なる
・ 心疾患用剤	心疾患 { 狭心症 心不全 心筋梗塞 不整脈 }	・ 心疾患は広範囲にわたり各種薬が必要 ・ 心疾患患者には緊急の対応が必要 ・ 外用剤（貼付剤）もある
・ 喘息治療剤	喘息（気管支喘息含む）	・ 避難所生活長期化に伴い発作多発 ・ エアゾール吸入型が便利 ・ 保管は常温可
・ 抗ヒスタミン剤（小児用含む）	アレルギー諸症状	・ 季節によっては大量需要が予測される ・ 一般的なもので対応可 ・ 小児はドライシロップが適当 ・ 点鼻薬、点眼薬も有効
・ 寄生性皮膚疾患剤	真菌症 他	・ 特に夏期に需要が増すと予測される ・ 保管は容易
＜一般用＞ 緊急処置用、急性疾患用の他		
・ 胃腸薬 { 消化性潰瘍用剤 健胃消化剤、制酸剤、 複合胃腸剤、 その他消化器官用薬 }	消化不良、胃腸痛、 胃部不快感	・ 避難所生活長期化に伴い大量需要が予測される ・ 保管は常温可
・ 止しゃ剤、整腸剤	下痢	・ 避難所生活長期化に伴い大量需要が予測される ・ 保管は常温可
・ 鼻炎薬（耳鼻科用剤）	鼻炎（鼻水、鼻閉等）	・ 季節によっては大量需要が予測される ・ 保管は常温可
・ アレルギー用剤	アレルギー性疾患 （じんましん、花粉症）	同 上
・ 公衆衛生用薬	＜用途＞ ・ 防疫活動用	・ 季節によっては大量需要が予測される ・ 消毒液散布用の器具が必要 ・ 保管は常温可

資料：『大規模災害時の医薬品等供給システム検討会報告書 平成8年1月16日』による

確保すべき医薬品

区分	期間	主な医薬品
緊急処置用	発災後3日間	輸液、包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤等
急性疾患用	3日目以降	風邪薬、うがい薬、整腸剤、抗不安剤等
慢性疾患用	避難所開設が長期化する頃 (8日目以降をめやすとする)	糖尿病、高血圧等への対応

対策実施手順

項目	手順その他必要事項
医薬品・医療用 資機材	<input type="checkbox"/> 各医療救護班が医療・助産救護のために使用する医療器具及び医薬品、医療用ガス等が不足したときは、関保健所等と連携し補給を行う。 <input type="checkbox"/> 輸血用血液が必要な場合については、関保健所を通じて、日赤県支部（県赤十字血液センター）などに確保されている各種の血液製剤等の供給を依頼する。また、市民への献血協力の呼びかけを避難所その他における広報活動にて行う。
水	<input type="checkbox"/> 水は、災害時における医療救護活動を実施する上で必要不可欠なものの一つである。そのため中濃厚生病院、関中央病院については、災害発生後直ちに水の確保状況を照会し、水の供給に万全を期する。
搬送、移動 その他必要 機材、物資	<input type="checkbox"/> 拠点救護所において、必要となる搬送・移動用車椅子、簡易ベッド類、ポータブルトイレ、衛生用品等は、レンタル業者等を通じて、確保、補給を行う。 <input type="checkbox"/> 不足する場合は、保健所等関係機関・団体等に協力を要請する。
電気	<input type="checkbox"/> 電気は、災害時における医療救護活動を実施する上で必要不可欠なものの一つである。そのため、電気の供給が停止した場合、中部電力㈱が最優先で通電再開を行うよう、あらかじめ拠点救護所の設置状況、中濃厚生病院、関中央病院について、その旨要請しておく。 <input type="checkbox"/> 中濃厚生病院、関中央病院については、災害発生後直ちに市が電気確保状況・配電設備の被害状況その他を照会し、必要と認める場合は中部電力に対し、移動電源車の出動を要請する。 <input type="checkbox"/> 中濃厚生病院、関中央病院から要請があった場合は自家発電機用の燃料の供給を行う。
電話その他の 通信手段	<input type="checkbox"/> 電話その他の通信手段は、災害時における医療救護活動を実施する上で必要不可欠なものの一つである。そのため、特に中濃厚生病院、関中央病院には、市移動系防災行政無線電話が設置され、市及び市内防災機関相互の通信連絡手段は確保されている。 <input type="checkbox"/> 市外との通信連絡手段は電話のみであるため、電話の使用が困難になった場合は、NTT西日本に対し、携帯電話・災害復旧用無線電話の貸与など通信手段を確保するために必要な措置を講ずるよう要請する。

項目	手順その他必要事項
中濃厚生病院、 関中央病院への 災害時救急医療 体制確保要請	<input type="checkbox"/> 被災状況の把握 <input type="checkbox"/> 患者緊急受入れのためのベッド、要員確保要請 <input type="checkbox"/> 災害時救急医療機能を果たすために供給が必要な物資等の把握（医薬品、医療用資 機材、医療用ガス、水、燃料、通信手段等） <input type="checkbox"/> 上記事項に関する市本部への通報要請 <input type="checkbox"/> 外来患者受付の中止要請 <input type="checkbox"/> その他災害時救急医療機能を果たすために必要な措置
後方医療機関の 確保 ※関保健所を通 じて	<input type="checkbox"/> 県が指定する災害拠点病院への受入れ要請 <input type="checkbox"/> 指定外で受入れ可能な総合病院・専門病院への受入れ要請 <input type="checkbox"/> 近接県（愛知県、滋賀県、三重県、福井県、石川県、富山県、長野県）への受入れ 要請 <input type="checkbox"/> その他都道府県への受入れ要請 <input type="checkbox"/> 県に対する連絡が困難な場合は、国、該当都道府県又は各病院に直接要請する。こ の場合、事後速やかに県に報告する。

要請先	要請事項
医師会 歯科医師会	<input type="checkbox"/> 災害時医療救護体制確立 <input type="checkbox"/> 拠点救護所への医師、歯科医師派遣 <input type="checkbox"/> 市内被害状況及び市本部体制の現況に関する情報提供
薬剤師会 医薬品小売商業 組合関支部	<input type="checkbox"/> 災害時医療救護体制確立 <input type="checkbox"/> 拠点救護所への薬剤師派遣 <input type="checkbox"/> 医薬品・医療用資機材の供給協力
関係各部 県	<input type="checkbox"/> 災害時医療救護体制に関する市ホームページ災害専用サイトへの記載等広報活動 <input type="checkbox"/> 資機材・設備・水道水等の提供協力 <input type="checkbox"/> 県により編成される医療救護班の派遣

項目	手順その他必要な事項
医療関係団体 医療救護対策 本部の設置・運 営	<ul style="list-style-type: none">□市の要請により保健センター又は市本庁舎内に置く。□本部は、医師会、歯科医師会、薬剤師会、医薬品小売商業組合関支部の各役員により構成し、市との連絡・調整にあたる。□市と連携し広域的な医療ネットワークの維持・運営を行う。□武儀医師会長は自ら必要と認めたときは、市の要請を待たずに、医療関係団体医療救護対策本部の設置、市内収容医療機関の受入れ体制の確立及び医療救護班の編成・出動を行う。この場合、直ちに市に通報するとともに、他の団体への連絡、看護要員、事務連絡要員等の派遣を要請する。
医療救護班の 編成・出動	<ul style="list-style-type: none">□市の要請により医療救護班の編成・出動を行う。□市医療関係団体の各会員は、震災などにより通信連絡網が断絶した状態の場合、最寄りの拠点救護所、避難所、災害現場等に出動し、医療救護にあたる。

項目	手順その他必要事項
被災現場から拠点救護所までの搬送	<input type="checkbox"/> 消防対策部門各々が、警察署、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て車両又は担架による搬送を実施する。
拠点救護所から中濃厚生病院、関中央病院及び後方医療機関（収容医療機関）への搬送	<input type="checkbox"/> 常備消防部救急車の配車・搬送 <input type="checkbox"/> 常備消防部以外の救急車類似車両を各拠点救護所及び中濃厚生病院、関中央病院に集結させ搬送 <input type="checkbox"/> 市有車又は各拠点救護所担当職員が使用している自動車により搬送 <input type="checkbox"/> 県、民間航空事業者に要請しヘリコプターを可能な限り多数確保して搬送
その他の留意事項	<input type="checkbox"/> 消防対策部門各々は、関係各部の協力を得るとともに、各救急隊員等からもたらされる情報を整理し、日々刻々変化する市内の道路状況に関し「当日道路状況図」を作成し搬送要員に配布するよう努める。 <input type="checkbox"/> 搬送に使用した車両については、搬送終了後の「帰り」を空車とすることのないよう、医薬品、手術用具、看護衣・ズボン・予防衣（着替用）等必要な物資の補給活動に活用するよう運用に留意する。

- ・心のケア対策を必要とする対象者は、被災した市民及びボランティアを含む救援活動従事者すべてとする。
- ・可能な限り迅速かつ全域的なサービス供給体制をもって精神科救護活動を実施する。
- ・「心的外傷」に関する啓発活動を行い全体としての「精神障害発症例」の最小化を図る。
- ・広域的な医療機関及びスタッフの活用を図るべく応援受け入れ体制と医療連携ネットワークを確立する。
- ・長期的な心のケア対策実施体制を確立する。

- 避難所単位に作成する。
- 必要となる介護・介助要員・支援要員の種別・規模を把握するために必要な状況項目別とする。
- 災害時の緊急連絡先、自宅における災害の危険性、世帯状況、障害等級、介護保険等級、特記事項（必要な状況項目別）

時期	項目	手順その他必要事項
発 災 直 後	避難所における 要配慮者専用ス ペースの確保	<input type="checkbox"/> 暑さ・寒さ対策が十分とられること <input type="checkbox"/> 可能な限り少人数部屋であること <input type="checkbox"/> トイレになるべく近い場所であること <input type="checkbox"/> 避難所事務所又は拠点救護所になるべく近い場所であること <input type="checkbox"/> 異常のある場合は速やかに察知できるよう周囲の被災者に依頼しておくこと <input type="checkbox"/> できる限り速やかに専用避難所への移送措置をとること
	避難所等におけ る応急的な設備 の補修、設置	<input type="checkbox"/> 洋式トイレのない場合は簡易洋式トイレ設置 <input type="checkbox"/> 踏み板の設置等段差の解消のための応急的措置 <input type="checkbox"/> 簡易ベッドの確保、提供 <input type="checkbox"/> パーティション（間仕切）、カーテン等の確保、設置 <input type="checkbox"/> 聴覚障がい者向け広報伝達手段として、掲示板等を設置
	福祉避難所への 移送	<input type="checkbox"/> 市職員により実施 <input type="checkbox"/> 災害ボランティアセンターに依頼し実施 <input type="checkbox"/> 避難所入所者の協力支援を得て実施 <input type="checkbox"/> タクシー会社、岐阜バス等市内バス会社等に業務委託し行う。 <input type="checkbox"/> その他可能な手段により実施
避 難 所 開 設 期 間 中	避難所その他所 在地における巡 回ケアサービスの 実施	<input type="checkbox"/> 各支援組織による全般的なケアサービス <input type="checkbox"/> ホームヘルパー、ボランティアの派遣による生活介助 <input type="checkbox"/> ケースワーカー、ケアマネジャー及びカウンセラー等による全般的な生活相談 業務 <input type="checkbox"/> 医師会、市、県派遣保健師班等との連携・協力による健康チェック <input type="checkbox"/> 障がい者施設、乳幼児施設職員等の協力による生活環境チェックサービス <input type="checkbox"/> 歯科医師会等の協力によるチェックサービス
	福祉避難所の要 請に基づく水・ 物資等の供給	<input type="checkbox"/> 指定施設への水・物資等の確保状況の照会 <input type="checkbox"/> 要請に基づく応急給水の実施指示 <input type="checkbox"/> 要請に基づく該当地域支部等への応急給水、食品・生活必需品等の供給指示
避 難 所 閉 鎖 以 降	福祉避難所に関 する措置計画の 検討・実施	<input type="checkbox"/> 福祉避難所閉鎖後、入所者については、その状況に応じて、必要な措置を講ず る。 <input type="checkbox"/> 介護療養型医療施設に関しては引き続き入院が必要なものは、必要な手続きを とり、また退院が可能になったものについては、仮設住宅の提供その他退院後 のケアサービスについて必要な引き継ぎを行う。

区分	手順その他必要事項
高齢者等	<input type="checkbox"/> 指定している福祉避難所に受入れる。 <input type="checkbox"/> 市内の介護老人福祉施設等への特別受入れを要請する。 <input type="checkbox"/> 県に対し、市外の介護老人福祉施設等への特別受入れ支援を要請する。
障がい者等	<input type="checkbox"/> 指定している福祉避難所に受入れる。 <input type="checkbox"/> 市内の障がい者支援施設等への特別受入れを要請する。 <input type="checkbox"/> 県に対し、市外の障がい者支援施設に特別受入れ支援を要請する。
乳幼児等	<input type="checkbox"/> 指定している福祉避難所に受入れる。 <input type="checkbox"/> 市内の乳幼児通園・通所施設や宿泊施設等への特別受入れを要請する。 <input type="checkbox"/> 県に対し、市外の乳幼児通園・通所施設への特別入所措置支援を要請する。

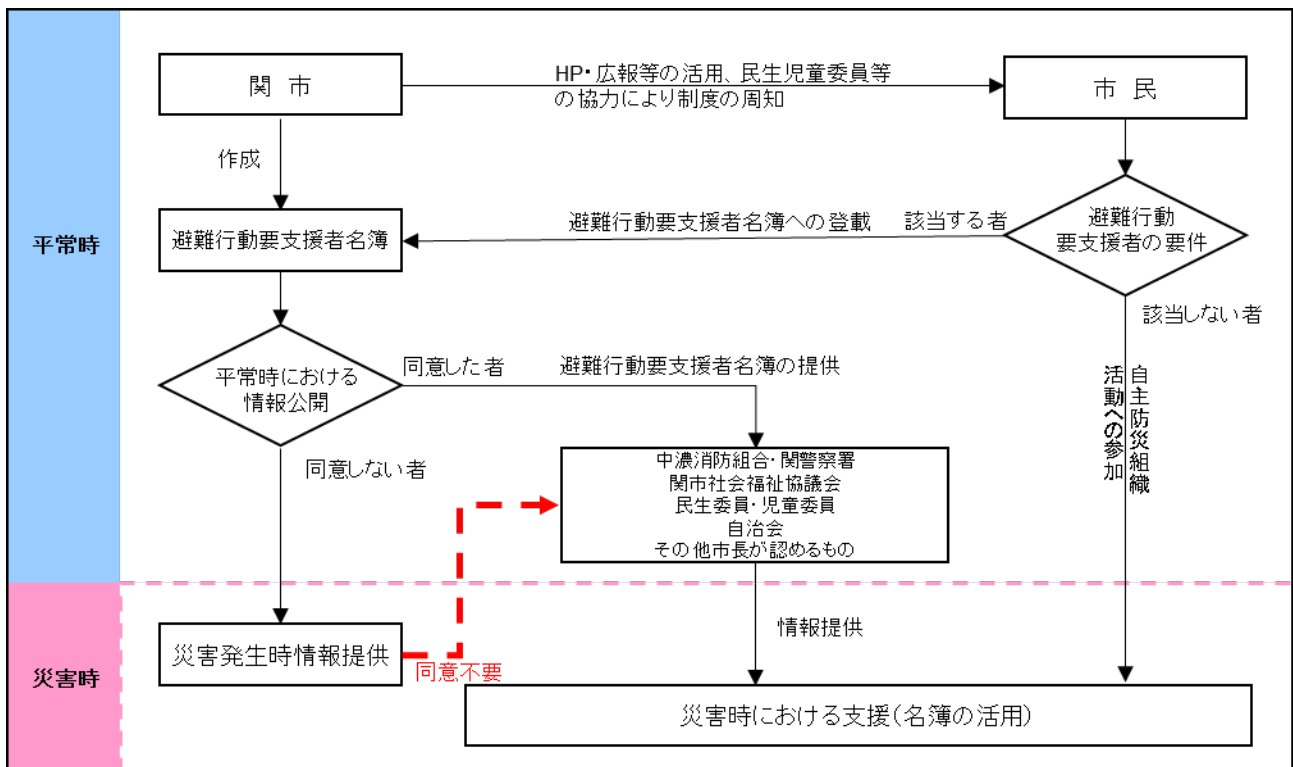
項目	手順その他必要事項
避難所等における応急的な支援の実施	<input type="checkbox"/> 乳幼児向救援セットの配布 ※内容の一例…乳幼児用ミルク、ほ乳ビン、離乳食、缶入飲料水、紙おむつ、ウエットティッシュ、タオル、おぶいひも、下着、おもちゃ、心のケアに関するリーフレット等 <input type="checkbox"/> ポータブルトイレの確保並びに設置 <input type="checkbox"/> パーティション（間仕切）、カーテン等の設置 <input type="checkbox"/> 簡易乳児用ベッドの確保並びに供給
応急保育の実施	<input type="checkbox"/> 保育園等職員・ボランティア保育士等により各避難所内又は最寄保育園等において、避難所開設期間中限りの応急保育を実施する。
保健師等による巡回保健指導の実施	<input type="checkbox"/> 医師会等並びに市民健康班等との連携・協力による健康チェック <input type="checkbox"/> ホームヘルパー、ボランティアの派遣による育児支援 <input type="checkbox"/> ケースワーカーやカウンセラー等による全般的な生活相談業務
健康診査の実施	<input type="checkbox"/> 関保健所、医師会等の協力を得て、乳幼児健診を実施する。 <input type="checkbox"/> この場合、相当の連絡・周知期間をもち実施するよう努める。また、親類・知人等へ疎開している場合についても、漏れなく伝わるよう、報道機関・県・他市町村等の協力を要請する。
公・私立保育園、保育園運営に関する特別保育サービス計画の検討・実施	<input type="checkbox"/> 被災者の生活復興促進のため入所児及び非入所児の特別保育を関係各部並びに関係機関・団体等の協力を得て、検討・実施する。 <input type="checkbox"/> 保育園定員の特別拡大措置 <input type="checkbox"/> 保育時間の特別延長 <input type="checkbox"/> 保育者の特別増員措置又は過重負担にならないための応援体制の確立

項目	内容
避難支援等関係者	<ul style="list-style-type: none"> ・中濃消防組合・関警察署 ・関市社会福祉協議会 ・民生委員・児童委員 ・自治会・その他市長が認める者
避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲	<p>生活の基盤が自宅にあり、以下の要件に該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する要介護認定において、要介護3以上の判定を受けている者 ・身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号身体障害者障害程度等級表の1級又は2級に該当する者 ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により精神障害者福祉手帳の交付を受け、精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準について(平成7年9月12日厚生省健医発第1、133号保健医療局長通知)に規定する程度区分のうち1級又は2級に該当する者 ・「療育手帳制度について」(昭和48年9月27日厚生省発児第156号事務次官通知)に規定する療育手帳の交付を受けている者で、療育手帳制度の実施について(昭和48年9月27日厚生省児童家庭局長通知)に規定する程度区分のうちA・A1・A2の判定を受けている者 ・難病の患者に対する医療費等に関する法律第5条第1項に規定する指定難病患者 ・児童福祉法第19条の22の規定に基づく小児慢性特定疾病児童等 ・前各号に準じる状態にある者(ひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯) ・その他支援が必要とする者
名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法	<p>名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・氏名(フリガナ) ・性別 ・生年月日(年齢) ・住所又は居所 ・連絡先等(固定電話、携帯電話) ・避難先 ・避難支援等を必要とする事由 ・その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項 <p>難病患者に係る情報等、市が把握していない情報は、岐阜県知事又はその他の関係者に対し情報提供を求める。</p>
名簿の更新に関する事項	<p>市は、常に最新情報の更新に努めるとともに、毎年、名簿の更新を行う。</p>
情報漏えい防止のための措置	<p>市及び避難支援等関係者は、守秘義務を厳守する。</p> <p>名簿の原本は市が保管し、副本は名簿の提供を受けた者が保管する。</p> <p>市は、名簿を保管する自治会などに対し、名簿の外部流出や目的外に使用されることのないよう適正管理を徹底する。</p> <p>名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限って提供し、必要以上に複製しない。</p> <p>提供先が個人ではなく団体である場合、その団体内部で避難行動要支援者名簿を</p>

項目	内容
	取扱う者を限定させる。
円滑な避難のための通知・警告における配慮	<p>市は、同報無線による屋外放送・個別受信機、ファクシミリ、電子メール、SNS、放送事業者への情報提供等、様々な手段により避難準備情報等を伝達するが、特に、視覚・聴覚障がい者への情報伝達については、携帯電話メール機能による災害情報配信サービスを活用するとともに、避難行動要支援者を含めた住民全体に確実に伝達するよう、電話連絡、訪問等を基本に、地域一体の情報伝達体制の整備を推進する。</p> <p>高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人一人に的確に伝達する。</p>

※避難行動支援は主体的に避難しようとする要支援者を避難支援等関係者が支援するものであり、避難支援等関係者の生命及び身体の安全が確保されたものでなければならない。

※災害時等において避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するため、特に必要があると判断される場合は、本人の同意がなくても、避難支援等の実施に必要な限度において、避難支援等関係者等に対して、名簿情報を提供できる。



避難行動要支援者名簿 活用フローチャート

個別避難計画とは、災害対策基本法第49条の14第1項に定めるものをいう。

〈参考〉

市町村長は、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画(以下「個別避難計画」という。)を作成するよう努めなければならない。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りでない。

個別避難計画の作成方法

災害が発生し、又は災害の発生のおそれが高まったときに、要支援者の避難誘導を迅速かつ適切に実施するためには、あらかじめ要支援者一人ひとりについて、誰が支援して、どこの避難所に避難させるかなどを定めておくことが重要である。

避難支援等関係者は、自治会が中心となって互いに協力し、事前に提供される避難行動要支援者名簿をもとに、要支援者本人又はその家族等と話し合い、避難支援者や支援の方法等の必要事項を示した個別避難計画を作成する。

また、地域におけるハザードの状況や、当事者本人の状況を踏まえ、優先度の高い者から個別避難計画の作成に取り組む。

しかし、個別避難計画を作成し、事前に避難支援等関係者を選定していても、災害の規模・発生時間によっては、支援を実施できない場合も考えられる。また、災害時には避難行動要支援者の安否が不明となる場合もあるため、地域住民が互いに助け合う体制づくりを始めることが必要となる。

個別避難計画の作成及び計画情報提供の同意

市は、個別避難計画作成の推進にあたり、法の定めるところにより、要支援者から計画作成及び計画情報提供の同意を得るものとする。

個別避難計画の管理

避難支援等関係者は、個別避難計画情報を受領する際に、適切に個人情報を取り扱う。また、市は、個別避難計画書の更新を行う際、旧の計画書を避難支援等関係者から回収し、廃棄する。

個別避難計画の更新

避難支援に必要となる情報については、適宜更新する。

発災時における個別避難計画の活用

避難支援等実施者は、発災又は発災のおそれがある場合は、作成した個別避難計画に基づき、自らの安全に配慮しつつ、避難行動要支援者の避難支援を実施する。

市は、発災又は発災のおそれがある場合は、同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で個別避難計画の情報を避難支援等関係者に提供し、個別避難計画等に基づき避難支援等を実施する。

個別避難計画情報を提供する場合における配慮及び秘密保持義務

発災時に、本人の同意の有無に関わらず、緊急に個別避難計画情報を提供する場合、市は第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 災害救助法による避難所の開設期間は発災後1週間とする。ただし、大規模災害時においては、発災後4週間以内を目標とする。4週間を超え長期化する見込みの場合又はその後が必要となる住宅に関する救援措置は、仮設住宅の建設等応急的な住宅供給により行う。
- 避難所の開設・運営は、各施設の管理者の協力のもと、地区支部または地域支部が行う。開設期間中の業務は、可能な限り自主防災組織等又は被災者自身が行う。
- 避難所の開設・運営は、関市避難所運営マニュアルを基に対応し、地域防災計画及び当マニュアルに記載のないものについては、その都度、避難所運営担当と協議して対応する。
- 要配慮者の受入れを優先し、2日目以降は可能な限り福祉避難所等へ移送する。
- 避難所が不足する場合には、関係機関の協力を得て、一時避難のための施設の確保、野外受入れ施設（テント等）の確保・調達等により対応する。

- 避難所の開設は、原則として、本部長の指示により行う。
- 突発的な災害が発生した場合は、開設が必要な避難所から最寄りの地域支部、地区支部の要員又は避難所となる施設に居あわせた所属職員（学校教職員を含む）が避難所開設の準備を行う。
- すでに避難者が集まっているときは、速やかに避難所を開設し、体育館や大会議室など広いスペースに誘導し避難者の不安の緩和に期するとともに、無用の混乱防止に努める。
- 避難所の開設・運営については、各施設の管理者の協力のもと、地区支部または地域支部が行う。
- 速やかに避難所内に事務室を開設し、「事務室」の看板等を掲げ、避難した市民に対して、避難所運営の責任者の所在を明らかにする。
- 避難所の運営に必要な用品（ノートパソコン、避難所指定地区住民名簿、避難者カード、避難所用物品受払簿等の様式、事務用品等）を確保する。

項目	手順その他必要な事項
要配慮者優先スペース及びその他居住区域の割り振り	<p>□避難した市民の受入れスペース（教室）の指定にあたっては、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、傷病者等の要配慮者を優先し、暖かいところ、トイレに近いところを確保する。</p> <p>□事情の許す限り自治会・自主防災組織等の協力を得て地域ごとに教室（スペース）を割り当て、避難した市民による自主的な統制に基づく運営となるよう配慮する。</p> <p>□各居住区域は、適当な人員（20人程度をめやすとする。）で編成し居住区域ごとに代表者（班長）の選出及び庶務当番（順位）の決定を行うよう要請する。</p>
避難所利用マナーの徹底	<p>□避難所滞在者に対しては特に要配慮者最優先ルール of 徹底を図る。</p> <p>□夜間の安眠環境を維持するため、館内放送は、緊急の場合を除き夜間（10時以降）は行わない、室内照明は、夜間（10時以降）は最小限にとどめるなどのルールづくりを要請し徹底する。</p>
避難所運営委員会の結成要請	<p>□避難所開設期間中に必要となる業務は、可能な限り被災者自身により行う体制を確保する。</p> <p>□代表者により構成する避難所運営委員会の結成を要請する。</p> <p>□避難所運営委員会に対し避難所の閉鎖に向けて市が行う各救援対策・復旧対策の計画立案のための基礎資料の収集、進捗状況等に関する情報の周知徹底等について、市民の取りまとめ役となるよう要請する。</p>
食品、生活必需品の請求、受取り、配布	<p>□責任者となる職員は、避難所全体で集約された食品、生活必需品、その他物資の必要数のうち不足分については、地域支部、地区支部に報告し調達・供給を要請する。</p> <p>□到着した食品や物資を受取った時は、そのつど避難所物品受払簿に記入の上居住区域ごとに配布を行う。</p>
その他	<p>□避難所開設期間中は事務室に市職員を常時配置する。</p> <p>□避難所は、市各部・各地域支部、各地区支部及び関係機関等の行う応急対策・復旧活動の拠点ともなるが、避難所内での各活動場所の指定等の調整業務は各避難所管理責任者が行う。</p> <p>□災害の状況により避難所となった施設の学校教職員は、避難所開設当初1週間をめやすとして、市職員に協力し避難所の運営要員となる。ただし、8日目以降当該学校施設の児童・生徒の保護並びに応急教育その他の対策実施に支障がない範囲で協力を要請することができる。</p> <p>□小学校・中学校・高校を避難所として使用する場合については、避難所の円滑な運営並びに学校再開等の観点から以下の施設を使用しないよう徹底する。 （□校長室、職員室、事務室、放送室、機器・化学薬品等がある特別教室等《学校の教育機能及び避難所の安全管理機能確保の観点から》 （□保健室、和室等《病弱者、負傷者等保護及び医療活動の確保の観点から》 （□校庭《各部等の救援対策受入れのためのスペース確保の観点から》</p> <p>□市は、県知事より他市町村からの被災者受入れのための避難所開設の指示を受けた場合は、県の計画の定めるところにより積極的に行う。</p> <p>□被災した外国人のための通訳を協力団体（関市国際交流協会、県国際交流センター、岐阜県災害時多言語支援センターなど）に依頼する。</p>

項目	手順その他必要な事項
活動体制	<input type="checkbox"/> 避難者の健康維持を図るために必要な保健活動を実施する。また、必要に応じて県・他の自治体等へ協力・支援を要請する。
活動内容	<input type="checkbox"/> 避難生活の長期化に伴う健康障害の予防、高齢者、妊産婦、障がい者、難病患者、人工透析患者やその他疾病を持った人の健康状況悪化防止のため、巡回健康相談・栄養相談を実施するとともに、救護所等と連携し、適切な治療に繋げる。 <input type="checkbox"/> 被災地の一般家庭・仮設住宅入居者への訪問指導を通じて被災者のニーズを把握し、関係者、関係機関に情報提供を行うとともに、福祉との相互調整を図り、被災者に対して必要な保健・医療・福祉のサービスが受けられるように調整、支援を行う。 <input type="checkbox"/> 被災者の健康調査（栄養調査、歯科検診等）を、医師会等関係機関の協力を得て行い、潜在的な健康障害を早期に発見し、必要な措置を行う。 <input type="checkbox"/> 特に、2004年新潟中越地震において顕在化した車両避難者へのエコノミークラス症候群対策に留意する。 <input type="checkbox"/> 被災者が相互交流できる場を設定し、必要な健康情報を提供しながら、被災者のニーズに合わせた健康教育、健康相談を行う。

- ・閉鎖に向けた問題点を協議し残務整理全般について調整する。
 - 生活困難者への配慮事項、市本部への要請事項等の集約
 - 自立支援サービスに関する情報の提供
 - 夜間の巡回等防犯・防火その他秩序維持業務の実施手順の作成
 - 避難所として使用した施設が本来の機能を再開できるよう後始末し引き渡すために必要な業務の実施手順の作成
- ・避難所撤収後の生活再建がスムーズに行われるよう入所者への個別面談、情報・資料提供を十分に行う。

「原子力災害に係る岐阜県・市町村広域避難方針」、「磐田市原子力災害広域避難計画」に基づき、市外避難者の受入れを以下のとおり実施する。

受入対象自治体及び避難者数(見込み)

<p>【岐阜県大垣市】2,400人…岐阜県原子力災害対策強化地域に該当(100mSv/年以上の地域)</p> <p>【静岡県磐田市】6,733人…緊急防護措置を準備する区域(UPZ)に該当 ※浜岡原子力発電所から概ね31km</p> <p>※磐田市の避難者は関市、美濃市、郡上市で受入</p>
--

受入を行う市の地域

<p>岐阜県原子力災害対策強化地域に指定されていない地域 (板取地域以外で受け入れる)</p>

避難等の判断基準と行動内容

<p>原子力災害対策指針に基づき、空間放射線量率等により、国が避難等の範囲を特定し指示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急防護措置 OIL1(500 μ Sv/hを計測※)…避難範囲に決定した地区は避難を実施 ・早期防護措置 OIL2(20 μ Sv/hを計測※)…一時移転範囲に決定した地区は一時移転を実施 <p>※地上1mで計測した空間放射線量率の1時間値</p>
--

避難の手段と避難経路

避難の手段は、原則として自家用車による避難(個別避難)とし、自家用車による避難が困難な者は、県または避難元の市が準備するバス等により避難(集団避難)とする。

◎基本的な避難パターン

```

graph LR
    Home[自宅] -- 個別避難 --> EvacuationTime[避難退域時 検査場所]
    Home -- 集団避難 --> Gathering[一時集合場所]
    Gathering --> EvacuationTime
    EvacuationTime --> RoutePoint[避難 経由所]
    RoutePoint --> Site1[避難所]
    RoutePoint --> Site2[避難所]
    RoutePoint --> Site3[避難所]
    
```

- ・避難経由所
 避難住民が自家用車・バスで一旦立ち寄る場所となるため、広い駐車スペースのある施設を要する。県及び避難元の市が関市の協力を得て選定するため、候補となる施設をあらかじめ定めておく。
- ・避難所
 原則として、予備避難所のうち貸出施設を指定する。

避難所の運営

<p>・受入業務等 当初の業務は関市職員で対応し、避難元の市職員に引継ぐ。</p> <p>・食料、資機材等 関市の防災備蓄倉庫にある食料、毛布、パーテーション等を使用する。</p>
--

S4-04-01 応急給水供給目標量と給水方法

(R5. 3. 31)

給水対象	供給量 人／日	時期区分(発災後)	給水方法
断水地域における 一般利用者	3リットル	3日目まで	<input type="checkbox"/> 上水道施設における拠点給水 <input type="checkbox"/> 給水タンク車等による運搬給水
	10～20リットル	4日目～10日目	<input type="checkbox"/> 共用仮設給水栓の設置 <input type="checkbox"/> 給水タンク車等による運搬給水
	20～100リットル	11日目～20日目	<input type="checkbox"/> 仮設給水栓の増設
	100～ 被災前給水量 (約250リットル)	21日目～完全復旧まで	<input type="checkbox"/> 仮設配管からの各戸給水 <input type="checkbox"/> 共用仮設給水栓の設置
病院・福祉施設等	必要量	水道復旧まで随時	<input type="checkbox"/> 仮設送水管・給水栓の設置 <input type="checkbox"/> 給水タンク車等による運搬給水
消火用水	必要量	水道復旧まで随時	—

- ・病院、診療所、人工透析医療施設、入院施設を有する助産所等の医療施設、心身障害児・者救援サービス施設、デイサービスセンター・老人福祉センター、老人ホーム、介護老人保健施設等高齢者救援サービス施設等の福祉施設への応急給水は、要請の有無にかかわらず、基盤整備部が関係各部、各地域支部と連携しながら応急供給計画をたて、給水タンク車その他市車両の運用により最優先で行う。
- ・特に、中濃厚生病院、関中央病院については、災害発生後直ちに、健康福祉部を通じて、水の確保状況を照会するなどして、水の確保に万全を期する。

- 被害地において上水道施設がなく井戸等を使用している場合及び水道断水のため地区内の井戸を利用する場合は、必ず井戸替え及び消毒を行ったものでなければ飲用に供してはならない。
- 井戸替え及び消毒は、塩素、さらし粉、次亜塩素酸ソーダ等を投入し（基準量の10～20倍使用）水が十分替わるまで汲み出し外観検査の結果、無色透明で異物の浮遊、沈殿が認められず、かつ残留塩素が0.2mg/1リットル以上検出されるようにする。
- 生水を避け、必ず煮沸した水を飲用するよう広報する。

項目	1人当たり1日量 ※下記のうちいずれか1	想定される時期
保存食品等の場合	カンパン 2～3缶 (100g/缶)	発災後3日目まで
	食パン 200g (約半斤) 以内	
	缶詰弁当 2～3缶	
	アルファ米 2～3パック	
炊出し又は弁当の場合	米穀(精米) 600グラム以内	被災地域の復旧状況により 必要とされる場合で、避難 所開設期間中
	弁当類 2～3食	
乳幼児向	調整粉乳 150グラム以内	
病院・福祉施設への緊急供給	上記に準じて必要量	対策実施期間中随時
特殊食品	アレルギー用ミルク 低たんぱく食 粥食	

項目	内容その他必要事項
設置施設	<input type="checkbox"/> 各学校給食センター <input type="checkbox"/> 中池自然の家 <input type="checkbox"/> 各保育園
供給の対象者	<input type="checkbox"/> 避難所入所者 <input type="checkbox"/> 住家の被害が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等であって炊事のできない者 <input type="checkbox"/> 住家に被害を受け、一時縁故先等へ避難する者 <input type="checkbox"/> 旅行者・滞在者・通勤通学者で他に食品を得る手段のない者 <input type="checkbox"/> 災害応急対策活動従事者
必要数把握の方法	<input type="checkbox"/> 市本部・地域支部・地区支部への被害情報による概数の把握 <input type="checkbox"/> 教育部が集計した避難所収容者名簿及び食品希望者名簿による把握（乳幼児の数・高齢者の数及びその他一般市民等の数） <input type="checkbox"/> 健康福祉部が本部連絡室等関係各部、関係機関、民生委員・児童委員、自治会等住民組織の協力を得て集計した在宅要配慮者数の把握 <input type="checkbox"/> 本部連絡室が各部の協力を得て集計した災害応急対策活動従事者の把握（医療機関・福祉施設等を含む）

項目	品目例	想定される時期
直後期 ※被災直後の最低限の生活を維持するために必要な物資	<input type="checkbox"/> 毛布、布団類（要配慮者用優先）、敷物（発泡スチロール製） <input type="checkbox"/> 外衣・肌着（中古でもよい） <input type="checkbox"/> 日用品（トイレ用紙・生理用品・紙おむつ） <input type="checkbox"/> 冷暖房用品（ストーブ・扇風機等） <input type="checkbox"/> 食器類（箸・コップ・皿・ほ乳瓶・缶切等）	発災後3日目まで
復旧期 ※当面の生活不安から解放するとともに自力復旧への意欲を支えるために必要な品	<input type="checkbox"/> 外衣・肌着（新品に限る） <input type="checkbox"/> 身回品（タオル・パンスト・靴下等） <input type="checkbox"/> 日用品（トイレ用紙・ウェットティッシュ・生理用品・紙おむつ・ドライシャンプー・石鹸・洗剤・歯ブラシ・歯磨粉等） <input type="checkbox"/> 冷暖房用品（ストーブ・扇風機等） <input type="checkbox"/> 光熱材料（使捨てライター・カセットコンロ等）	被災地域の復旧状況により必要とされる場合で、避難所開設期間中
病院・福祉施設への緊急供給	上記に準じて必要量	対策実施期間中随時

項目	内容その他必要事項
各生活必需品供給拠点	<input type="checkbox"/> 地域支部及び当該学校施設における備蓄物資等を使用する。
供給の対象者	<input type="checkbox"/> 避難所入所者 <input type="checkbox"/> 住家の被害が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等であって炊事のできない者 <input type="checkbox"/> 住家に被害を受け、一時縁故先等へ避難する者 <input type="checkbox"/> 旅行者・滞在者・通勤通学者で他に生活必需品を得る手段のない者 <input type="checkbox"/> 災害応急対策活動従事者
必要数把握の方法	<input type="checkbox"/> 市本部・地域支部・地区支部への被害情報による概数の把握 <input type="checkbox"/> 教育部が集計した避難所収容者名簿及び食品希望者名簿による把握（乳幼児の数・高齢者の数及びその他一般市民等の数） <input type="checkbox"/> 健康福祉部が本部連絡室関係各部、関係機関、民生委員・児童委員、自治会等住民組織の協力を得て集計した在宅要配慮者数の把握 <input type="checkbox"/> 本部連絡室が各部の協力を得て集計した災害応急対策活動従事者の把握（医療機関・福祉施設等を含む）

防災備蓄倉庫は、市民が災害時に防災資機材を活用できるよう昭和61年から地域の各所に整備しているほか、平成24年から小中学校に避難所用資機材を収納した倉庫を設置している。また、十六所公園、関駅西口駐車場内には、物資支援拠点となる倉庫を設置している。

基本方針

- ・ 共助（自主防災組織）の支援・活性化、公助（関市）としての必要な資機材の設置・充実を進める。
- ・ 山間部については、孤立地域対策も考慮に入れ、資機材の充実を図る。
- ・ 自主防災会（自治会）単位の防災資機材については、防災資機材補助事業により強化を図る。

施策

- ・ 防災備蓄倉庫には、地域の自主防災組織（耐震貯水槽消火救助隊、自主防災会）、関市消防団が主として救助などに使用できる資機材を充実させる。非常食、災害用毛布など避難所で用いる資機材は、指定避難所に設置する防災備蓄倉庫に備蓄する。
- ・ 洞戸、板取、武芸川、武儀、上之保地域については、孤立地域対応を考慮した資機材の充実を図る。

倉庫の種類

- ・ 標準型防災備蓄倉庫（各地域の公園や公民センター敷地等に設置している倉庫で、主に救助用資機材を備蓄する）
- ・ 避難所型防災備蓄倉庫（小中学校に設置している倉庫で、避難生活を運営するために必要となる食料や資機材を備蓄する）
- ・ 拠点型防災備蓄倉庫（十六所公園、関駅西口駐車場内に設置している倉庫で、物資支援拠点として食料や毛布等を備蓄する）

整備計画

- ・ 防災備蓄倉庫は、築年数や損傷の程度、設置場所を勘案しながら、更新・改修を進める。
- ・ 防災備蓄倉庫内に整備する資機材は、概ね防災資機材一覧に従って整備を進める。

補足

- ・ 防災備蓄倉庫を設置する際、土砂災害警戒区域を考慮して設置する。
- ・ 防災備蓄倉庫を設置する際、浸水危険区域内を考慮して設置する。
- ・ 令和元年度にすべての避難所（市内小中学校）に対し、避難所用資機材の整備を完了。

大規模災害に対して備蓄の促進を図る。

基本方針

- ・揖斐川－武儀川（濃尾）断層帯地震に備えて、必要となる非常食及び災害毛布を確保する。
- ・「平成30年度岐阜県内陸直下地震等被害想定調査」における県内地震（揖斐川－武芸川（濃尾）断層帯の被害想定にて示される関市の想定避難者数26,682人を算定根拠とする。
- ・非常食は、避難所生活を行う小中学校（避難所型防災備蓄倉庫）に備蓄する。
- ・市民は、非常持出品を準備し、食料についても「最低3日間・推奨一週間」を確保することを推奨する。
- ・市内の民間事業者等と応急物資の災害協定の締結を進め、震災時に必要な物資の流通在庫の確保に努める。
- ・性能や金額同等以上の製品が登場した場合や社会情勢等を踏まえて、総合的に判断して柔軟に備蓄する種類を変更するものとする。

非常食備蓄計画

1. 非常食備蓄数

市民が非常食を持ち出すことができなかった場合に備えて、関市は非常食を備蓄する。

市内全体で概ね60,000食

（算定式）孤立予想地域の人口約30%×9食（3日分）と

非孤立予想地域の人口約30%×23.1%※×6食（2日分）との合計

※個人で食料や飲料水を備蓄していない県民の割合

「岐阜県県政モニター調査（防災に関するアンケート）令和2年7月実施」

2. 非常食の種類

- ・アルファ化米（7年間保存）
1食個包装のアレルギー対応品を備蓄する。
- ・災害用缶詰パン（5年間保存）
一缶1食入りのパンを備蓄する。

災害救助用毛布備蓄計画

関市の人口の10%が被災し、避難所に避難するという想定から算定した数として、概ね関市の人口分の災害毛布を平成26年度に備蓄を完了。

防災性能を有する毛布を真空包装して備蓄している。

S4-04-10 リ災証明書の発行手順 (R5. 3. 31)

作業項目	手順その他必要な事項
証明書の発行	<input type="checkbox"/> 被災者の証明書発行申請に対し調査台帳により確認の上発行する。 <input type="checkbox"/> 調査台帳により確認できないときでも申請者の立証資料をもとに客観的に判断できるときは、り災証明書を発行する。
証明の範囲	<input type="checkbox"/> 災害対策基本法第2条第1号に規定する災害による被害について行う。 <input type="checkbox"/> 住家被害（全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、一部損壊） <input type="checkbox"/> 人的被害（死亡、行方不明、重傷、軽傷） <input type="checkbox"/> 非住家被害（全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準破壊、一部損壊）
その他留意事項	<input type="checkbox"/> り災証明書発行に係る手数料は、災害救助法適用災害の場合又は市長が必要と認めた場合は、徴収しない。 <input type="checkbox"/> 発行数に制限は設けない。

対策種別	内容
自費除去	<input type="checkbox"/> 被災者が自力（自費）で除去する。
除去費等の融資	<input type="checkbox"/> 自力（自費）で整備するには資金が不足する者に対し住宅修繕同様融資して除去する。
災害救助法による除去	<input type="checkbox"/> 自己の資力では困難な世帯のために市が除去する。 <input type="checkbox"/> 選定にあたっては、民生委員・児童委員等関係機関の意見を聞き、県支部を通じて県本部に報告する。
生活保護法による除去	<input type="checkbox"/> 生活保護世帯に対し、生活保護法に基づき市が除去する。

市が応急修理を行う対象物件

- | |
|--|
| <input type="checkbox"/> 災害救助法が適用された災害であり、被害状況等により必要があると認めたもの
<input type="checkbox"/> 所得制限基準・収入基準その他経済的理由により自ら応急修理することが困難なもの |
|--|

実施手順と主な措置

項目	手順その他必要な事項
協力団体への協力要請・情報提供	<input type="checkbox"/> 市内被害状況に関する情報の提供 <input type="checkbox"/> 市本部体制の現況に関する情報の提供 <input type="checkbox"/> 市が行う応急修理作業への協力要請 <input type="checkbox"/> 被災者が行う補修依頼への最大限対応の要請
市が行う被災住宅の応急修理	<input type="checkbox"/> 応急修理実施希望の把握 <input type="checkbox"/> 応急修理実施計画案の策定
応急修理申込受付	<input type="checkbox"/> 相談窓口担当職員・自治会等への必要事項の周知並びに各種申込用紙類の配置 <input type="checkbox"/> 市民からの応急修理申込受付 <input type="checkbox"/> 市民からの応急修理全般に関する相談・異議・苦情等の受付
建築物応急修理対策チームの編成	<input type="checkbox"/> 国及び県土整備部・市各部・関係機関との連絡調整 <input type="checkbox"/> 建築関係協力団体との連絡調整 <input type="checkbox"/> その他住宅応急修理に関する連絡調整業務

被災者が行う補修に対する支援

項目	手順その他必要な事項
自治会等を通じた支援	<input type="checkbox"/> 融資制度等既存又は新規行政支援メニューの充実並びに資料・申込書の提供等
協力団体等を通じた支援	<input type="checkbox"/> 被災者の依頼に対する最大限対応の要請、交通規制除外等各種緩和・優遇措置等

市営住宅等の応急修理

- ・既設の市営住宅又は附帯施設が災害により著しく損傷を受けた場合には、住民が当面の日常生活を営むことができるよう応急修理を次のとおり実施する。

- | |
|--|
| <input type="checkbox"/> 市営住宅又は附帯施設の被害状況について、早急に調査を行う。
<input type="checkbox"/> 市営住宅又は附帯施設のうち危険箇所については、応急保安措置を実施するとともに、危害防止のため住民に周知を図る。
<input type="checkbox"/> 市営住宅の応急修理は、屋根、居室、炊事場、便所等の日常生活に欠くことができない部分のみを対象とし、修理の必要度の高い住宅から実施する。 |
|--|

項目	手順その他必要な事項
一時入居住宅の確保	<input type="checkbox"/> 市営住宅空き家の現況把握及び確保 <input type="checkbox"/> 市内公営住宅空き家の現況把握及び確保 <input type="checkbox"/> 市外公共住宅空き家の確保 (→県都市建築部・商工労働部等への協力要請)
入居待機者用施設の確保	<input type="checkbox"/> 市内民間保養所・社宅・ホテル・旅館のうち提供可能なもの <input type="checkbox"/> 集会施設等市施設のうち転用可能なもの (→各部・各地域支部・関係機関・その他管理者への協力要請)

項目	手順その他必要な事項
仮設住宅等入居希望状況の把握	<input type="checkbox"/> 避難所における調査 <input type="checkbox"/> 災害時総合相談窓口における調査 <input type="checkbox"/> 民生委員・児童委員等による調査（高齢者・障がい者等）
被災者向け住宅供給計画案の作成	<input type="checkbox"/> 総戸数及び募集区分別戸数案の作成 <input type="checkbox"/> 面積・仕様・規格・附帯設備等案の作成（福祉仮設住宅含む。） <input type="checkbox"/> 供給実施計画案の作成

項目	手順その他必要な事項
仮設住宅建設用地の確保	<input type="checkbox"/> 市所管公園の被災後の現況の把握 <input type="checkbox"/> その他市内未利用地の現況把握及び用地確保 (→各部・各地域支部・関係機関・その他管理者への協力要請)

S4-05-06 応急仮設住宅建設の協力要請

(R5. 3. 31)

項目	手順その他必要な事項
県・国等との協議並びに協力要請	<input type="checkbox"/> 仮設住宅用地（国・県有地等）の提供要請（→東海財務局・県総務部等） <input type="checkbox"/> 建設業者・資機材等メーカーの広域的確保協力の要請（→県都市建築部・林政部・商工労働部等） <input type="checkbox"/> 供給計画案の協議並びに供給実施計画決定（→県危機管理部） <input type="checkbox"/> 一時入居住宅提供その他の協力要請（→その他各部長・関係機関） <input type="checkbox"/> 災都市借地借家法その他関係法規に基づく地区指定（→県都市建築部・関係機関）
建設業協会、建築工業会、建築士事務所協会その他協力団体等への協力要請	<input type="checkbox"/> 供給・あっせん等協力体制確立の要請 <input type="checkbox"/> 供給実施計画案の作成に関する協力要請 <input type="checkbox"/> 県・国との協議状況に関する情報の提供

時期	項目	手順その他必要事項
避難所開設期間中	要配慮者向け住宅の供給計画案の作成等	<input type="checkbox"/> 特別仕様対象者の把握 <input type="checkbox"/> （民生委員・児童委員の調査に基づく報告 <input type="checkbox"/> （各種福祉団体等による調査に基づく報告 <input type="checkbox"/> （健康福祉部特別調査チームの現認に基づく報告 <input type="checkbox"/> 特別仕様仮設住宅供給計画案の作成 <input type="checkbox"/> 県等関係機関・団体との連絡調整
避難所閉鎖以降	仮設住宅入居要配慮者向け応急ケアサービス	<input type="checkbox"/> 仮設住宅団地内集会施設等への「24時間スタッフ詰所」の設置・運営 ※健康福祉部職員のほか、関係各部・地域支部等職員、仮設住宅団地住民組織、ボランティア等の協力を得て運営。高齢者だけでなく入居者全体の生活環境向上のための活動拠点とする。 <input type="checkbox"/> 仮設住宅団地居住環境の向上 ※段差・ぬかるみの解消、周辺地域における「車両の徐行呼びかけ」標識の設置、入居者名入案内板の設置、花壇づくりなどを行う。またバザーその他のイベント等の実施により入居者と高齢者の交流を深めるよう企画する。 <input type="checkbox"/> 医師会及び県派遣保健師班等との連携・協力による健康チェック・心のケア対策 <input type="checkbox"/> ケースワーカー、ケアマネジャー及びカウンセラー等による全般的な生活相談業務、各種行政支援サービスの利用相談業務、給食弁当の給付、ホームヘルパーの派遣その他要配慮高齢者向けサービスの実施

地区	名称	所在地	敷地面積 (㎡)	有効面積 (㎡)	建設 可能 戸数	洪水浸水 想定区域 ※1	土砂災害 警戒区域 ※2
安桜	十六所公園	関市十六所39-54	42,200	18,214	174	—	○
旭ヶ丘	西本郷公園	関市西本郷通5丁目145	8,300	2,340	40	—	○
	中池公園	関市塔ノ洞字廻り戸 2999-1	17,900	8,892	164	—	—
桜ヶ丘	弥生公園	関市弥生町2丁目75	5,700	2,820	28	—	—
	南ヶ丘公園	関市神明町2丁目108	3,000	1,440	8	—	—
	川端公園	関市寿町1丁目19	3,500	1,620	14	—	—
	雲雀公園	関市春里町3丁目82	3,900	2,400	19	—	—
	南天神公園	関市南天神2丁目44	3,100	1,140	11	—	—
瀬尻	池田公園	関市池田町47	3,400	1,440	17	—	—
倉知	緑ヶ丘公園	関市中福野町63	3,000	1,080	10	—	—
田原	迫間台中央公園	関市迫間2丁目2301-42	3,800	1,920	14	—	—
	桜台東公園	関市桜台4丁目3-15	2,600	1,260	9	—	—
	桜台中央公園	関市桜台3丁目3-1	3,500	1,200	9	—	—
武芸	武芸川西 ふれあいの 広場公園	関市武芸川町谷口953	10,800	6,480	52	—	—
合 計			114,700	52,246	569		

※建設可能戸数は、1戸あたり平均所要面積100㎡として算出

※1 計画規模降雨 (L1) における洪水浸水想定区域の該当の有無

※2 土砂災害警戒 (特別警戒) 区域の該当の有無

- ・大規模災害時発生時には、飼い主不明又は負傷した家庭動物（一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されている犬、ねこ等の動物）等が多数発生すると同時に、多くの被災者が、家庭動物と同行し避難所に避難してくることが予想される。
- ・そのため、動物愛護及び逸走した動物による人への危害防止の観点から、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う。
- ・関保健所、岐阜県獣医師会、動物愛護団体・ボランティア等と連携・協力して行う。

被災地域における動物の保護

項目	手順その他必要事項
動物の適正な飼養体制の確保	<input type="checkbox"/> 関保健所、岐阜県獣医師会、動物愛護団体・ボランティア等の関係団体と連携・協力して動物の愛護及び生活環境等の保全に努める。
被災動物救護センターとの連携	<input type="checkbox"/> 獣医師会が設置する動物救援本部と連携し、支援を行う。
被災動物救護所の設置支援	<input type="checkbox"/> 避難所、災害現場に設置する被災動物救護所及び獣医師会員の診療施設にて行う、飼い主不明又は負傷した愛玩動物の保護、収容、救護活動について、支援を行う。
被災動物の保護収容	<input type="checkbox"/> 放浪動物の保護収容 <input type="checkbox"/> 負傷している動物の収容・治療 <input type="checkbox"/> 飼養困難な動物の一時保管並びに所有者、新たな飼養者探し <input type="checkbox"/> その他動物に関する相談の受付

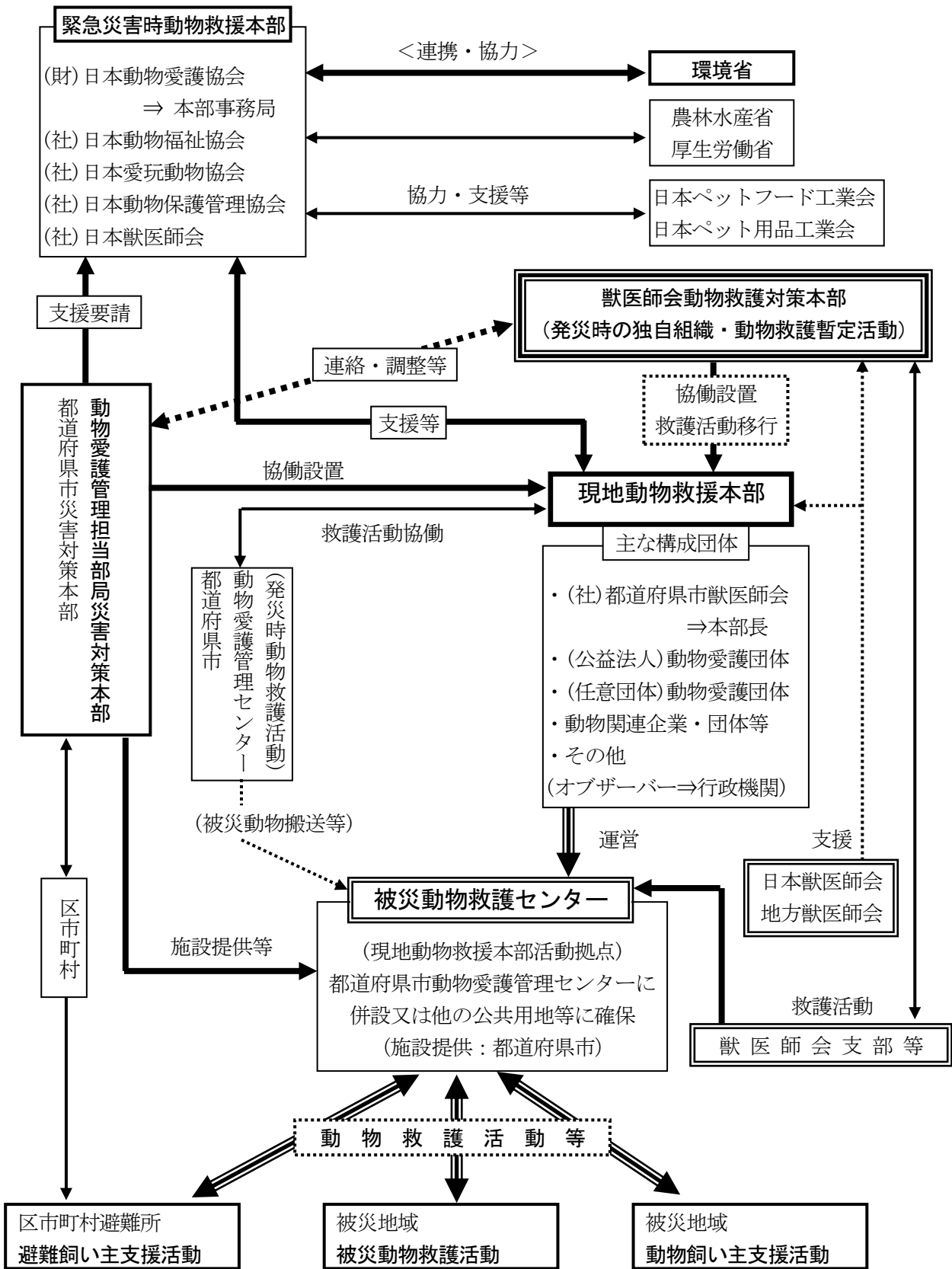
家庭動物の適正な飼育体制の確保

項目	手順その他必要事項
避難所での家庭動物の把握	<input type="checkbox"/> 避難所において、避難者と同行し避難してきた家庭動物を把握し、その他の避難者と調整しながら、家庭動物同行可能な避難所の設置に努める。
飼い主への飼育指導	<input type="checkbox"/> 避難してきた飼い主に家庭動物について適正な飼養されるように指導を行う。
特定動物（クマ、ワニ等の危険な動物）の飼育	<input type="checkbox"/> 避難所生活や運営に支障が生じるような特定動物については、県、獣医師会及び動物愛護団体・ボランティア等関係団体等と協力して、避難所以外の飼育施設に収容するようにする。

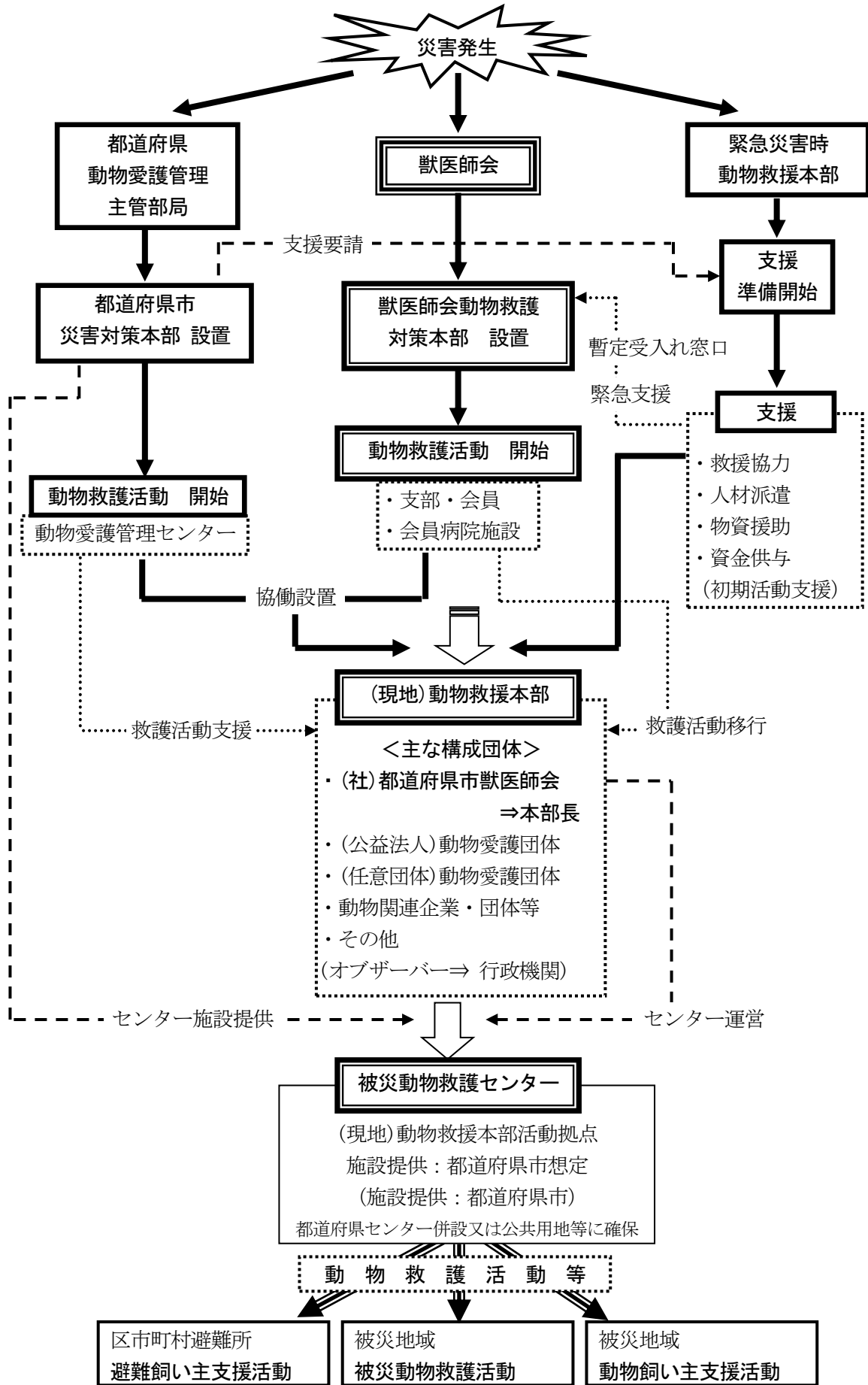
特定動物の逸走対策

項目	手順その他必要事項
特定動物の逸走対策	<input type="checkbox"/> 特定動物（クマ、ワニ等の危険な動物）が飼養施設から逸走した場合、関警察署、飼養者、獣医師会及び動物愛護団体・ボランティア等関係団体等と連携し、必要な措置を講じる。

動物救護活動の組織図（災害時動物救護の地域活動マニュアル策定のガイドライン 平成19年8月）



災害時動物救護活動フロー（災害時動物救護の地域活動マニュアル策定のガイドライン 平成19年8月）



機関名	被災者の生活再建支援のための特別措置
ハローワーク関 (関公共職業安定所)	<input type="checkbox"/> 証明書による失業の認定 (<input type="checkbox"/> 災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、証明書により事後に失業の認定を行い、失業給付を行う。 <input type="checkbox"/> 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給 (<input type="checkbox"/> 激甚災害に指定された場合は、災害による休業のための賃金を受けることができない雇用保険の被保険者(日雇労働保険者は除く)に対して、失業しているものとみなし基本手当を支給する。 <input type="checkbox"/> 雇用調整助成金の特例適用の要請 ※次の休業等をさせる場合、休業手当にかかる賃金負担の一部を助成できるよう厚生労働省へ要請する。 (<input type="checkbox"/> 被災地域の事業主が労働者を休業させる場合 <input type="checkbox"/> 被災地域以外の災害関連下請け事業所が労働者を休業させる場合 <input type="checkbox"/> 被災地域の事業主が新卒者等の内定取消の回避を図る場合
NHK (日本放送協会)	<input type="checkbox"/> NHK厚生文化事業団との協力により被災者の各種相談等の実施また医療団、防災班の派遣等の奉仕を図る。 <input type="checkbox"/> 被災者の受信料免除
NTT西日本等電信電話事業者	<input type="checkbox"/> 避難情報により実際に電話サービスが受けられない契約者の基本料金相当額の免除 <input type="checkbox"/> 災害による建物被害により仮住居等へ電話を移転する契約者の移転工事費 (以上各項目については、災害のつど諸事情を勘案の上決定し行う。)
中部電力	<input type="checkbox"/> 電気料金の早収期間及び支払い期限の延伸 <input type="checkbox"/> 不使用月の基本料金の免除 <input type="checkbox"/> 建て替え等に伴う工事費負担金の免除(被災前と同一契約に限る) <input type="checkbox"/> 仮設住宅等での臨時電灯・電力使用のための臨時工事費の免除 <input type="checkbox"/> 被災により使用不能となった電気施設分の基本料金相当額の免除 <input type="checkbox"/> 被災により1年未満で廃止又は減少した契約の料金清算の免除 <input type="checkbox"/> 被災に伴う引込線・メーター類の取り付け位置変更のための諸工事費の免除 (以上各項目については、経済産業大臣の認可により行う。)
郵便事業株式会社 郵便局株式会社 (指定取扱郵便局)	<input type="checkbox"/> 被災地あて救助用小包の料金免除 <input type="checkbox"/> 被災者に対する郵便はがき等の無償交付 <input type="checkbox"/> 郵便貯金等の非常取扱の実施 <input type="checkbox"/> 簡易保険の非常即時払並びに非常即時貸付 <input type="checkbox"/> 簡易保険積立金による地方公共団体に対する災害復旧資金の融資 (<input type="checkbox"/> 国土保全事業、災害復旧事業

項目	手順その他必要な事項
顧客・従業員の安全の確保	<input type="checkbox"/> 店頭の顧客、従業員の安全の確保に十分配慮する。 <input type="checkbox"/> 被害の軽減、業務の円滑な遂行を確保するため、危険箇所の点検、重要書類・物品等の安全確保、要員確保等について応急措置をとる。
銀行・信用金庫等の営業の確保	<input type="checkbox"/> 休日又は平常時間外も臨時に営業措置をとる。 <input type="checkbox"/> り災した場合は、可及的速やかに営業を開始する。 <input type="checkbox"/> 預金証書、通帳、届出印鑑を紛失した場合、実情に即する簡易な方法をもって払戻しを実施する。 <input type="checkbox"/> 事情によっては、定期預金、定期積金の期限前の払い戻し又はこれを担保とする貸出しに応ずる。 <input type="checkbox"/> 融資相談所の開設、審査手続の簡便化、貸出の迅速化、貸出金返済条件の緩和等を行う。 <input type="checkbox"/> 損傷日本銀行券及び補助貨幣の引き換えについて、実情に応じ必要な措置をとる。 <input type="checkbox"/> 被災地の手形交換所において、被災関係手形につき呈示期間経過後の交換持ち出しを認めるほか、不渡処分等の猶予等の特別措置をとる。
生保・損保会社の営業の確保	<input type="checkbox"/> できる限り簡易迅速な保険金の支払いに配慮する。 <input type="checkbox"/> 契約者のり災状況に応じて保険料の払込み猶予期間の延長に配慮する。
証券会社の営業の確保	<input type="checkbox"/> 預かり金払出しは、り災者の実情に即する簡易な確認方法をもって実施する。 <input type="checkbox"/> 預かり有価証券は売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合には適宜配慮する。 <input type="checkbox"/> 売買立会時間の臨時変更等
顧客への周知徹底	<input type="checkbox"/> 営業の確保、臨時措置の実施について、必要に応じてポスターの店頭掲示等の手段を用いて顧客に周知する。

区分		あらまし
市 税	納税期限の延長	<input type="checkbox"/> 災害により、納税義務者等が期限内に申告、その他の書類の提出、市税を納付又は納入することができないと認めるときは、次の方法により災害がおさまったあと2か月以内に限り、当該期限を延長する。（関市税条例第11条の2） <input type="checkbox"/> 災害が広域にわたる場合は、市長が職権により適用の地域及び期限の延長日を指定する。 <input type="checkbox"/> その他の場合、災害がおさまったあと速やかに被災納税義務者等による申請があったときは、納期限を延長する。
	徴収猶予	<input type="checkbox"/> 災害により財産に被害を受けた納税義務者等が市税を一時に納付し又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内（注：ただし国民健康保険税は3ヶ月以内）の延長を行う。（地方税法第15条）
	減免	<input type="checkbox"/> 被災した納税（納付）義務者に対し、該当する各税目等について、次により減免を行う。 <input type="checkbox"/> 個人の市民税：被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。（関市税条例第33条） <input type="checkbox"/> 固定資産税・都市計画税：災害により著しく価値が減じた固定資産について行う。（関市税条例第52条） <input type="checkbox"/> 国民健康保険税：被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。
県税・国税		<input type="checkbox"/> 国及び県は、被災者の納付すべき国税及び県税について、法令及び県条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出、納付又は納入に関する期限の延長、徴収猶予、滞納処分の執行の停止等並びに減免の措置を災害の状況により実施する。
各種手数料・使用料等の減免 ※各所管部が行う。		<input type="checkbox"/> 災害の状況により、必要と認める場合は、以下のような手数料・使用料・介護保険料等の減免を行う。 <input type="checkbox"/> 諸証明手数料（住民票・印鑑登録証明書、戸籍抄本等） <input type="checkbox"/> 市税関係証明書の交付手数料（所得証明、評価証明、納税証明等） <input type="checkbox"/> 水道使用料・下水道使用料 <input type="checkbox"/> 保育料 <input type="checkbox"/> 介護保険料 <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療保険料 <input type="checkbox"/> 障害福祉サービス利用料

区分	災害援護資金	生活福祉資金	母子父子寡婦福祉資金貸付金
貸付機関	市	県社会福祉協議会	県
貸付対象者	<p>1 一定規模以上の災害により被害を受けた世帯で世帯主が1か月以上の負傷を負った世帯</p> <p>2 住居又は家財の価額の1/3以上の損害を受けた世帯</p> <p>※一定規模以上の災害とは…</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内において災害救助法適用市町村が1以上 	<p>り災低所得世帯</p> <p>※災害援護資金貸付対象となる世帯を除く</p>	り災母子父子世帯・寡婦世帯

区分	災害弔慰金の支給等に関する 法律に基づくもの		その他	
	災害弔慰金	災害障害見舞金	知事見舞金	災害見舞金
実施 機関	市	市	県	市
支給 対象者	災害により死亡した 者の遺族	災害により著しい 障害を受けた者	災害により知事が 必要と認めた世帯 (岐阜県知事見舞金支 給規定に基づき支給)	災害により市長が必要 と認めた世帯 (関市災害見舞金支給 要綱に基づき支給)

区分	被災者生活再建支援制度	関市被災者生活・住宅再建支援制度
実施機関	国	市
対象者	<ul style="list-style-type: none">・自然災害により居住する住宅が著しい被害を受けた世帯・全壊、大規模半壊	<ul style="list-style-type: none">・災害により居住する住宅が被害を受けた世帯 <ol style="list-style-type: none">①全壊、大規模半壊②中規模半壊③半壊、床上浸水

項目	手順その他必要な事項
災害公営住宅の建設	<input type="checkbox"/> 大規模災害時に特別の割当てを受け、市が建設し管理する。 <input type="checkbox"/> 当該年度に単年度事業として行う。ただし、やむを得ない場合は2か年にわたり行う。 <input type="checkbox"/> 財政事情その他の理由から困難な場合は県が建設し管理する。
一般公営住宅の建設	<input type="checkbox"/> 結果としてどの条件にも適合せず災害公営住宅の対象となり得なかった場合で、しかも被災者を公営住宅で救済する必要があるときに一般の公営住宅を建設する。 <input type="checkbox"/> この場合県、国（国土交通省）に要請する。
既設公営住宅の復旧	<input type="checkbox"/> 災害により既設の市営住宅が被害を受けたとき、その被害額が一定以上に達した場合に国の補助を受け実施する。 <input type="checkbox"/> この場合住宅災害速報を災害発生後10日以内に県本部住宅班に提出しなければならない。 <input type="checkbox"/> 従前の敷地が再び水没するおそれがある等の理由で、別の敷地を取得し再建設する場合の用地取得造成費は起債（災害復旧事業債単独災害）による。

項目	手順その他必要な事項
災害復興住宅融資 災害復興宅地融資	<input type="checkbox"/> 自然災害により被害が生じた住宅の所有者で、り災証明書を交付された被災者を対象とする融資制度で、独立行政法人住宅金融支援機構が規定により、災害復興住宅・宅地資金の融資を行う。
一般個人住宅災害特別建設資金	<input type="checkbox"/> 融資期間、利率、限度額は一般個人住宅建設資金と同じになるが、随時受付がされること、土地費についても融資対象となること、利率に収入金額による差がないことが相違する。
その他公費資金融資	<input type="checkbox"/> 生活困窮世帯に対し県社会福祉協議会及び県が補修又は改築資金を融資する。（「S5-01-04 融資制度の概要」参照）

S5-03-01 農林漁業関係者への融資

(R5. 3. 31)

名称区分	役割のあらまし	照会先
株式会社日本政策金融公庫による融資	□農林水産業施設等の災害復旧資金及び被災農林漁業者の経営維持安定に必要な資金について、株式会社日本政策金融公庫から貸付けの円滑な融通、必要枠の確保、早期貸付け等につき適切な措置を講じ又は指導を行う。	
各種対策	ア 天災融資法による資金 イ 農業災害緊急支援資金 ウ 農業災害緊急支援特別資金 エ 農林漁業セーフティネット資金 オ 農業経営基盤強化資金 カ 農林業基盤整備資金 キ 農林漁業施設資金 ク 林業基盤整備資金 ケ 農業近代化資金 コ 農業企業化特融資金	中濃農林事務所 0575-33-4011

- ・ 公共施設の災害復旧は、被災施設の原形復旧にあわせ、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の新設又は改良を行う等将来の災害に備える。
- ・ 応急復旧等による臨時的措置を講じたのち、被害の原因、状況その他の条件を十分検討し、復旧の程度、緊急度等を考慮して、実情に即した復旧計画を樹立する。
- ・ 県並びに国の災害復旧事業に該当しないものについては、市単独災害復旧事業により早期復旧を図る。
- ・ 計画の実施にあたっては、十分な事前広報を実施する。

基本方針

項目	役割のあらまし
復旧事業実施体制	□災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため指定地方行政機関、県、市、指定公共機関、指定地方公共機関等は、復旧事業を早期に実施するため、実施に必要な職員の配備、職員の応援、派遣等活動体制について、必要な措置をとる。
災害復旧事業計画	□被災施設の復旧事業計画を速やかに作成し、国、県が費用の全部又は一部を負担し又は補助するものは、県、市、その他の機関は、復旧事業費の決定及び決定を受けるため査定計画を立て、査定実施が速やかに行えるように努める。
災害の再発防止	□復旧事業計画の樹立にあたっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、災害の再発防止に努めるよう関係機関は、十分連絡調整を図り、計画を作成する。
緊急調査の促進	□被災施設の災害の程度により緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、農林水産業施設災害復旧事業費補助の暫定措置に関する法律その他に規定する緊急調査が実施されるよう必要な措置を講じて復旧工事が迅速に行われるよう努める。
災害復旧事業期間の短縮	□復旧事業計画の樹立にあたっては、災害地の状況、被害の発生原因等を考慮し、再度災害の防止及び速やかに効果のあがるよう関係機関は、十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。
復旧事業の促進	□復旧事業の決定したものについては、速やかに実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率をあげるように努める。

種別	名称等
法律	<input type="checkbox"/> 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 <input type="checkbox"/> 公立学校施設災害復旧費国庫負担法 <input type="checkbox"/> 公営住宅法 <input type="checkbox"/> 土地区画整理法 <input type="checkbox"/> 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 <input type="checkbox"/> 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 <input type="checkbox"/> 予防接種法 <input type="checkbox"/> 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 <input type="checkbox"/> 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法 <input type="checkbox"/> 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律
要綱	<input type="checkbox"/> 公立諸学校建物その他災害復旧費補助 <input type="checkbox"/> 都市災害復旧事業国庫補助 <input type="checkbox"/> 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助

昭和37年12月7日中央防災会議が決定した基準であり、国が特別の財政援助等の措置を行う必要がある事業の種類別に次のように基準を定めている。

激甚災害法 適用条項	適用措置	指定基準
第2章 (第3条) (第4条)	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	A 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国標準 税収入 × 0.5%
		B 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国標準 税収入 × 0.2% かつ (1) 一の都道府県の査定見込額 > 当該都道府県の標準 税収入 × 25% …の県が1以上 又は (2) 県内市町村の査定見込総額 > 県内全市町村の標準 税収入 × 5% …の県が1以上
第5条	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置	A 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国農業 所得推定額 × 0.5%
		B 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国農業 所得推定額 × 0.15% かつ (1) 一の都道府県の査定見込額 > 当該都道府県の農業 所得推定額 × 4% …の県が1以上 又は (2) 一の都道府県の査定見込額 > 10億円 …の県が1以上
第6条	農林水産業共同利用施設災害復旧 事業の補助の特例	(1) 第5条の措置が適用される場合 又は (2) 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 1.5% で第 8条の措置が適用される場合 ただし、(1) (2) とも、当該被害見込額が5千万円以下の 場合は除く。
第8条	天災による被害農林漁業者等に対 する資金の融通に関する暫定措置 の特例	A 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.5%
		B 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.15% かつ 一の都道府県の特別被害農業者 > 当該都道府県の農業 者 × 3% …の県が1以上 ただし、A、Bとも高潮、津波等特殊な原因による災害で あって、その被害の態様から、この基準によりがたいと 認められるものについては、災害の発生のつど被害の実 情に応じて個別に考慮する。

激甚災害法 適用条項	適用措置	指定基準
第11条の2	森林災害復旧事業に対する補助	<p>A 林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額 × 5%</p> <p>B 林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額 × 1.5%</p> <p>かつ</p> <p>(1) 一の都道府県の林業被害見込額 > 当該都道府県の生産林業所得推定額 × 60%</p> <p>…の県が1以上</p> <p>又は</p> <p>(2) 一の都道府県の林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額 × 1%</p> <p>…の県が1以上</p> <p>ただし、A、Bとも、林業被害見込額は樹木に係るものに限る、生産林業所得推定額は木材生産部門に限る。</p>
第12条	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	<p>A 中小企業関係被害額 > 全国中小企業所得推定額 × 0.2%</p> <p>B 中小企業関係被害額 > 全国中小企業所得推定額 × 0.06%</p> <p>かつ</p> <p>(1) 一の都道府県の中小企業関係被害額 > 当該都道府県の中小企業所得推定額 × 2%</p> <p>…の県が1以上</p> <p>又は</p> <p>(2) 一の都道府県の中小企業関係被害額 > 1,400億円</p> <p>…の県が1以上</p> <p>ただし、火災の場合又は第12条の適用の場合における中小企業関連被害額の全国中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。</p>
第16条 第17条 第19条	<p>公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助</p> <p>私立学校施設災害復旧事業に対する補助</p> <p>市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例</p>	<p>第2章（第3条及び第4条）の措置が適用される場合。</p> <p>ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。</p>

激甚災害法 適用条項	適用措置	指定基準
第22条	り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例	<p>A 被災地全域滅失戸数\geq 4,000戸</p> <p>B (1) 被災地全域滅失戸数\geq2,000戸 かつ 一の市町村の区域内の滅失戸数\geq200戸又は住宅戸数の1割以上 …の市町村が1以上 又は (2) 被災地全域滅失戸数\geq1,200戸 かつ 一の市町村の区域内の滅失戸数\geq400戸又は住宅戸数の2割以上 …の市町村が1以上</p> <p>ただし、(1) (2)とも、火災の場合における被災地全域の滅失戸数については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。</p>
第24条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	第2章(第3条及び第4条)又は第5条の措置が適用される場合。
第7条	開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助	災害の実情に応じ、その都度検討する。
第9条	森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助	
第10条	土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助	
第11条	共同利用小型漁船の建造費の補助	
第14条	事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助	
第20条	母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付の特例	
第21条	水防資材費の補助の特例	
第23条	産業労働者住宅建設資金の融通の特例	
第25条	雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例	

災害を市町村段階の被害の規模でとらえ、激甚災害として指定するため、昭和43年11月22日中央防災会議が次のように基準を定めている。

激甚災害法 適用条項	適用措置	指定基準
第2章 (第3条) (第4条)	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	<p>以下のいずれかに該当する場合</p> <p>①</p> <p>(イ) 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額 > 当該市町村の標準税収入 × 50% (査定事業費が1千万円未満のものを除く。)</p> <p>(ロ) 当該市町村の標準税収入が50億円以下であり、かつ、当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額が2億5千万円を超える市町村 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額 > 当該市町村の標準税収入 × 20%</p> <p>(ハ) 当該市町村の標準税収入が50億円を超え、かつ、100億円以下の市町村 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額 > 当該市町村の標準税収入 × 20% + (当該市町村の標準税収入 - 50億円) × 60%</p> <p>ただし、この基準に該当する市町村ごとの査定事業費を合算した額がおおむね1億円未満である場合を除く。</p> <p>② ①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害(当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。)</p>
第5条	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置	<p>次のいずれかに該当する場合</p> <p>① 当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費 > 当該市町村の農業所得推定額 × 10% (災害復旧事業に要する経費が1千万円未満のものを除く。) ただし、当該経費の合算額がおおむね5千万円未満である場合を除く。</p> <p>② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害(当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。)</p>

激甚災害法 適用条項	適用措置	指定基準
第6条	農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>① 当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費 > 当該市町村の農業所得推定額 × 10% (災害復旧事業に要する経費が1千万円未満のものを除く。) ただし、当該経費の合算額がおおむね5千万円未満である場合を除く。</p> <p>② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害(当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。) ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、当該市町村内の漁業被害額が当該市町村内の農業被害額を超え、かつ、当該市町村内の漁船等の被害額 > 当該市町村の漁業所得推定額 × 10% (漁船等の被害額が1千万円未満のものを除く。) ただし、これに該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。</p>
第11条の2	森林災害復旧事業に対する補助	<p>当該市町村内の林業被害見込額(樹木に係るもの) > 当該市町村に係る生産林業所得推定額(木材生産部門) × 1.5 (林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額のおおむね0.05%未満のものを除く。) かつ (1) 大火による災害にあつては、 要復旧見込面積 > 300ha 又は (2) その他の災害にあつては、要復旧見込面積 > 当該市町村の民有林面積(人工林に係るもの) × 25%</p>
第12条	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	<p>中小企業関係被害額 > 当該市町村の中小企業所得推定額 × 10% (被害額が1千万円未満のものを除く。) ただし、当該被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。</p>
第24条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	第2章(第3条及び第4条)又は第5条の措置が適用される場合。

なお、局地激甚災害指定基準による公共土木施設等及び農地等に係わるものについては、災害査定によって決定した災害復旧事業費を指標としているため、翌年になってから指定することとなっている。

この場合、公共土木施設等については、所定の調査表により、局地激甚災害に関する必要な事項等を調査する。

名称区分	手順等
市長	<input type="checkbox"/> 災害が発生した場合は、すみやかに次に掲げる事項を県知事に報告する。 <ul style="list-style-type: none">・災害の原因・災害が発生した日時・災害が発生した場所又は地域・被害の程度（災害対策基本法施行規則別表第1に定める事項）・災害に対しとられた措置・その他必要な事項
県知事	<input type="checkbox"/> 市長からの報告内容により、必要と認めた時は、内閣総理大臣に報告する。
内閣総理大臣	<input type="checkbox"/> 県知事の報告に基づき、必要と認めたときは中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。 <input type="checkbox"/> 中央防災会議の答申を受けて閣議を開き、激甚災害指定が閣議決定された後、政令として公布する。
中央防災会議	<input type="checkbox"/> 内閣総理大臣に答申するに際し、「激甚災害指定基準」又は「局地激甚災害指定基準」に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。

事業名		県関係部局名	備考
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	公共土木施設災害復旧事業	県土整備部 林政部	河川、砂防設備、道路 林地荒廃防止施設
	公共土木施設災害関連事業	県土整備部 林政部	河川、砂防設備、道路 林地荒廃防止施設
	公立学校施設災害復旧事業	教育委員会	
	公営住宅等災害復旧事業	都市建築部	
	生活保護施設災害復旧事業	健康福祉部	救護施設、更生施設、宿泊所、 医療保護施設、宿所提供施設
	児童福祉施設災害復旧事業		
	老人福祉施設災害復旧事業		
	身体障害者更生援護施設災害復旧事業		
	知的障害者援護施設災害復旧事業		
	婦人保護施設災害復旧事業		
	感染症指定医療機関災害復旧事業		
	感染症予防施設事業		
	堆積土砂排除事業（公共的施設区域内、公共的施設区域外）	県土整備部 都市建築部 林政部 総務部	河川、道路、公園、緑地、運河、 溝渠、広場、その他の施設 公共下水道、都市下水路 林業用施設 上記の施設の区域外
湛水排除事業	県土整備部 農政部		
農林水産業に関する特別の助成	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置	農政部	
	農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例		
	開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助		
	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例		
	森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助	林政部	
	土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助	農政部	
	共同利用小型漁船の建造費の補助		
	森林災害復旧事業に対する補助	林政部	
中小企業に関する特別の助成	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	商工労働部	
	小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例		
	事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助		

	事業名	県関係部局名	備考
その他の特別の財政援助及び助成	公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助	教育委員会	
	私立学校施設災害復旧事業に対する補助	環境生活部	
	市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例	健康福祉部	
	母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例		
	水防資材費の補助の特例	都市建築部	
	り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例		
	公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助	県土整備部 教育委員会 農政部 ・林政部 総務部	公共土木施設 公立学校 農地農業用施設及び林道 地方債の発行及び交付税算定
	雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例	商工労働部	

関市に適用される基準（次のいずれかの場合）

- 市内の住家滅失世帯数が80世帯以上の場合
- 県内の住家滅失世帯数が 1,500世帯以上であり、市内の住家滅失世帯数が40世帯以上の場合
- 県内の住家滅失世帯数が 7,000世帯以上であり、市内の住家滅失世帯数が多数の場合
- 災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府が定める特別の事情がある場合で、かつ多数の世帯の住家が滅失した場合
- 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当する場合

項目	手順その他必要な事項
災害救助法の適用要請	<ul style="list-style-type: none">災害に際し、市域内の災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し又は該当する見込みであるときは、本部長、副本部長（副市長又はその他の副本部長）又は先着上位責任者は、直ちにその旨を中濃県事務所若しくは防災課を通じて知事に報告し災害救助法適用を要請する。
適用要請の特例	<ul style="list-style-type: none">災害の事態が急迫して、知事による救助の実施の決定を待つことができない場合には、市長は災害救助法の規定による救助に着手しその状況を直ちに知事に報告しその後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。

災害が発生した段階の救助（災害救助法第4条第1項）

- ・避難所及び応急仮設住宅の供与
- ・炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ・被服、寝具その他生活必需品の給与及び貸与
- ・医療及び助産
- ・福祉サービスの提供
- ・被災者の救出
- ・住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理
- ・日常生活に必要な最小限度の部分の修理（応急修理）
- ・学用品の給与
- ・埋葬、死体の捜索及び処理
- ・障害物の除去（災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去）

災害が発生するおそれ段階の救助（災害救助法第4条第2項）

- ・避難所の供与 ※要配慮者等の避難のための輸送・賃金職員等雇上げを含む

令和7年7月現在

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所・福祉避難所の設置	(避難所) 災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者 (福祉避難所) 上記のうち、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者等避難所において何らかの特別な配慮を必要とする者	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 360円以内 ※福祉避難所設置の場合、上記に加えて、下記経費の通常の実費を加算 ①おおむね10人の対象者に1人の生活に関する相談等に当たる職員等の配置経費 ②高齢者、障がい者等に配慮した簡易洋式トイレ等の器物の費用 ③日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材費	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難者、要配慮者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて供与することが可能。ホテル・旅館等に支出できる費用の基準額は1人1泊税込10,000円以内(食事は含まず)。
避難所・福祉避難所の供与	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者	1 避難所：1人1日当たり360円以内 2 福祉避難所：上記に加えて、通常の実費を加算	救助を開始した日から、救助の必要がなくなった日までの期間	対象経費は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費等
要配慮者の輸送	高齢者や障がい者等で避難行動が困難な要配慮者、自ら避難することが困難な状況にある者	地域の実情に応じた実費	救助を開始した日から、救助の必要がなくなった日までの期間	1 避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 2 避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、住家を失った者であって、自らの資力では住宅を確保することができない者 ※次の被災者は、住家を失った者と同等に取り扱うことが適切な場合もあるため、事前に内閣総理大臣に協議。 ○発災時点では住家に直接の被害は生じていないが、二次災害等により被害を受けるおそれがある者 ○住宅の被害を受け、居住することが困難となっている者 ○地震の場合、住家が半壊であっても、住家として再利用できず、やむを得ず解体を行う者 ○風水害の場合、住家が半壊であっても、水害により流入した土砂や流木等により住宅としての利用ができず、自らの住居に居住できない者	○ 建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 平均7,089,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等、日常生活上特別な配慮を必要とする者が複数いる場合に、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間の上限は完成の日から最長2年。 ただし、建築基準法第85条第5項に基づき、更に1年を超えない範囲内で期間の延長が可能。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考					
		○ 賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額（実費）	災害発生の日から速やかに提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、退去修繕負担金、仲介手数料、火災保険料等、民間賃貸住宅等の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものを含む。 2 供与期間は建設型応急住宅と同様。					
炊き出し その他による食品の給与	1 避難所に避難している者 2 住家に被害を受け、又は災害により現に炊事のできない者 ※上記の理由のみでなく、近隣の流通機構等も勘案しながら実施する。	1人1日当たり 1,390円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)					
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者 (飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	対象費用は、水の購入費、給水又は浄水に必要な機械または器具の借上費・修繕費及び燃料費、浄水に必要な薬品または資材費。輸送費、人件費は別途計上。					
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	住家が全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏期（4月～9月）、冬期（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること ※生活必需品は以下を指す。 ①被服、寝具および身の回り品（洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル等） ②日用品（石けん、歯みがき、トイレットペーパー等） ③炊事用具および食器（炊飯器、鍋、包丁、ガスコンロ、茶碗、皿等） ④光熱材料（マッチ等） ⑤防寒・熱中症対策（電気ストーブ、扇風機等（エアコンは対象外）)					
		区分 単位：百円	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯以上 1人増すごとに 加算	
		全壊	夏	203	261	387	462	585	85
		全焼	冬	337	435	606	709	893	123
		流失	夏	67	89	134	163	205	29
半壊	冬	107	140	199	236	298	39		
床上浸水									
医療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の修繕費等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者…協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上 1 救護班により行うこと 2 医療の範囲 ①診療 ②薬剤又は治療材料の支給 ③処置、手術その他の治療及び施術 ④病院又は診療所への収容 ⑤看護					

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者を含む）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料費等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の8割以内の額	災害発生の日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上 1 救護班が行うことが望ましいが助産師も可。 2 助産の範囲 ①分べんの介助 ②分べん前及び分べん後の処置 ③脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給
被災者の救出	以下の状態にある者を捜索又は救出するもの。 1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日（72時間）以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は別途計上
福祉サービスの提供	現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする高齢者、障がい者、乳幼児その他の者（災害時要配慮者）（応急的処置）	1 右記①～④の場合は、消耗器材費又は器物の使用謝金、借上費もしくは購入費として当該地域における通常の実費 2 右記⑤の場合は、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費、仮設便所等の設置費として当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	都道府県知事等又は災害発生市町村等の長からの要請を受けて行う次の事項。 ①災害時要配慮者に関する情報の把握 ②災害時要配慮者からの相談対応 ③災害時要配慮者に対する避難生活上の支援 ④災害時要配慮者の避難所への誘導 ⑤福祉避難所の設置
被災した住宅の応急修理	①準半壊以上（相当） 災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者 ②大規模半壊・中規模半壊・半壊 1 災害のため住家宅が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊（焼）（いわゆる大規模半壊）した者 ③準半壊 災害のため住家が半壊に準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では、応急修理をすることができない者。	①準半壊以上（相当） 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対する費用 1世帯当たり 53,900円以内 ②大規模半壊・中規模半壊・半壊 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対する費用 1世帯当たり 739,000円以内 ③準半壊 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対する費用 1世帯当たり 358,000円以内	①災害発生の日から10日以内に完了 ②③災害発生の日から3ヵ月以内に完了 （ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から6ヵ月以内に完了）	1 特別基準の設定はなし。 2 1世帯当たりの平均ではなく、各世帯ごとの基準額。 3 災害の被害認定基準 「被害の程度と損害基準判定（住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合）」 全壊：50%以上 大規模半壊：40%以上50%未満 中規模半壊：30%以上40%未満 半壊：20%以上30%未満 準半壊：10%以上20%未満 一部損壊：10%未満

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
学用品の 給与	住家の全壊（焼）流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒（幼稚園児、専門学校生、大学生等は対象外）。	1 教科書 （1）小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費 （2）高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費 2 文房具及び通学用品 小学校児童 1人当たり5,500円 中学校生徒 1人当たり5,800円 高等学校等生徒1人当たり6,300円	災害発生の日から 教科書、教材は1ヵ月以内、文房具及び通学用品は15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 対象経費 ①教科書及び正規の教材（学校にて有効適切なものとして使用しているワークブック、辞書、図鑑等） ②文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷き、定規等） ③通学用品（傘、靴、長靴等） ④その他（運動靴、体育着、カステネット、ハーモニカ、笛、鍵盤付きハーモニカ、工作用具、裁縫用具等） 3 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象に、実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上）232,200円以内 小人（12歳未満）185,700円以内 対象経費 ①棺（付属品を含む） ②埋葬又は火葬（賃金職員雇上費含む） ③骨壺及び骨箱	災害発生の日から10日以内	1 災害発生の日以前に死亡した者であっても、埋葬が行われていない遺体は対象となる。 2 被災市町村の火葬場が被災で使用できない等で他の市町村に運ぶ必要がある等の特殊な事情がある場合に限る
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により、既に死亡していると推定される者	舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	1 洗浄、縫合、消毒等の処置 1体当たり3,700円以内 2 一時保存 死体の一時収容施設利用時：通常の実費 上記が利用不可の場合：1体当たり5,900円以内 3 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	半壊（焼）又は床上浸水した住家であって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自力では当該障害物を除去できない者。	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 143,900円以内 対象経費 ロープ、スコップその他除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費等	災害発生の日から10日以内	1 雪害の場合は、屋根に積もった雪なども放置すれば住家がつぶされるような場合に対象となる。 2 住家の入口が閉ざされている場合の玄関回りも対象として差し支えない。 3 障害物の除去は、当面の生活が可能となるように応急的に行うものであり、原状回復を目的とするものではないので、障害物除去後の室内の清掃、消毒等は対象とはならない。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 災害が発生するおそれ段階の要配慮者等の避難のための輸送及び賃金職員等 2 被災者の避難のための輸送及び賃金職員等 3 医療及び助産のための輸送及び賃金職員等 4 被災者の救出のための輸送及び賃金職員等 5 飲料水の供給のための輸送及び賃金職員等 6 死体の捜索のための輸送及び賃金職員等 7 死体の処理のための輸送及び賃金職員等 8 救援用物資の輸送及び賃金職員等 9 炊き出しその他による食品の給与のために必要な賃金職員等	当該地域における通常の実費	救助が行われている期間以内	
救助事務費	救助の事務を行うのに要した経費（救助の実施期間内のものに限る。）及び災害救助費の精算の事務を行うのに要した経費 1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、災害救助法第21条に定める「国庫負担対象年度」における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。 イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する期間以内	1 災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。 2 救助事務費以外の費用の額以下の額の合計額 ①救助の実施のために支出した費用及び実費弁償のため支出した費用を合算した額 ②損失補償に要した費用の額 ③扶助金の支給基礎額を合算した額 ④委託費用の補償に要した費用の額並びに求償に対する支払いに要した費用の額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

- ・大規模災害により被災した市民の生活や企業の活動等の健全な回復には、迅速な被災地域の復興が不可欠である。また、復興は、復旧と異なり、被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市や地域産業の構造等をよりよいものに改変する事業と位置付けられることが望ましい。
- ・被災後の混乱から立ち直り当面の生活再建に精一杯の状態に置かれる被災者や企業、その他多数の機関が冷静かつ積極的に復興事業に参画できる条件整備・環境整備が不可欠となる。そうすることによってはじめて、市民をはじめとする関係する主体との調整及び合意形成を行うことが可能となる。
- ・災害復興を効果的に実施するため、たたき台となる復興計画を可能な限り速やかに策定する。
- ・調整と合意形成には、十分な時間と協議を尽くして行う。

- 被害状況を速やかに把握し、応急対策、応急復旧対策が完了したのち災害対策本部を閉鎖するとともに、災害復興の必要性を確認した場合に、市長を本部長とする災害復興本部を設置する。事務局業務は市長公室(本部閉鎖後含む)が行う。
- 必要に応じて県に対し、県との連絡調整及び災害復興に関する技術的支援のための職員派遣を要請する。

種別	手順その他必要事項
災害復興方針	<input type="checkbox"/> 学識経験者、有識者、市議会議長、副議長、常任委員会委員長、市民代表、行政関係職員などにより構成される災害復興計画検討委員会を設置し、災害復興方針を策定する。災害復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を市民に公表する。
災害復興計画	<input type="checkbox"/> 災害復興方針に基づき、具体的な災害復興計画の策定を行う。この計画では、防災まちづくりに関する計画、生活復興に関する計画、住宅復興に関する計画、産業復興に関する計画、及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。 <input type="checkbox"/> なお、県に対し県所管の広域的な施設、産業等の復興に関する計画、市町村への復興支援・相互調整に関する計画及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項についての早期策定を要請する。

緯度、経度及び海拔

関市役所（若草通3丁目1番地）	
東経	136° 55′ 04″
北緯	35° 29′ 45″
海拔	56. 60m

隣接市町

東	美濃加茂市、加茂郡富加町、加茂郡坂祝町、加茂郡七宗町
西	岐阜市、山県市、本巣市
南	各務原市
北	美濃市、郡上市、下呂市、福井県大野市

面積、ひろがり及び標高概況

(1) 関市の面積、ひろがり及び標高

面積	ひろがり		標高	
	東西	南北	最高	最低
472. 33km ²	39. 3km	42. 6km	1, 450m	30m

(2) 地域別面積、ひろがり及び標高

地域	面積	ひろがり		標高	
		東西	南北	最高	最低
関	102. 40km ²	11. 8km	13. 5km	434m	30m
武儀	65. 20km ²	12. 2km	12. 6km	599m	93m
武芸川	28. 28km ²	4. 5km	9. 5km	519m	45m
洞戸	40. 04km ²	8. 5km	11. 4km	1, 224m	130m
上之保	49. 27km ²	10. 0km	11. 4km	701m	139m
板取	187. 14km ²	15km	19km	1, 450m	220m

風水害履歴

関市及び周辺地域で明治時代以降に発生した水害で、長良川本川のほか、津保川、武儀川などで氾濫による被害の履歴。

年月日	種別	河川	被害概要
1868/05/08	洪水	武儀川	武儀川大洪水、谷口村・宇多院村・平村の堤防所々で決壊
1868	洪水	津保川	津保川大洪水、下之保付近で家屋流失多数
1870/05/09	洪水	長良川	前野村221間堤欠壊
1870/09/13	暴風雨	長良川	山県郡富岡村にて倒家26戸
1873/01/03	洪水	長良川	洪水
1874/08/03	洪水	長良川	今川筋所々欠壊
1876/09/17	洪水	長良川	洪水
1877/10/10	洪水	長良川 津保川	洪水により田畑冠水、橋流失等被害
1878/07/05	洪水	津保川	洪水
1878/10/11	洪水	津保川	上白金村池ノ頭の石堤長10間余欠壊
1881	洪水	武儀川	武儀川がはん濫し八幡村大被害
1881/05/06	洪水	津保川	稲口村田2反8畝4歩潰れる
1881/09/12	大洪水	美濃諸川	大洪水
1882/04/13	洪水	美濃諸川	長良川、津保川、武儀川洪水。高野村で118間破堤、被害地5反、流家5戸、八幡村で破堤153間、耕地1町7反流失。
1882/07/21	洪水	長良川	洪水
1882/08/06	洪水	長良川	洪水
1882/10/01	洪水	長良川	洪水
1883/08/20	洪水	長良川	洪水
1884/07/16	大洪水	美濃諸川	東田原村の架橋2ヶ所流失立木36本流失千疋村堤2ヶ所欠ける。武儀川が氾濫。
1885/07/01	大洪水	美濃諸川	池尻村の堤欠壊
1888/07/29	洪水	長良川	洪水
1893/08/22	大洪水	長良川、 武儀川	戸田村控堤防大破千疋村、池尻村、下白金村、上白金村で欠壊し浸水
1895/07/29	大洪水	美濃諸川	山田村の谷川18ヶ所、稲口村1ヶ所の堤防欠壊
1896/07/20	大洪水	美濃諸川	前代未聞の洪水・暴風各地で欠壊、各地に全半壊家屋
1896/08/02	大洪水	美濃諸川	前代未聞の洪水・暴風各地で欠壊、各地に全半壊家屋
1896/08/30	暴風雨		農作物2割減収、各所に被害続出堤欠壊、各村に全半壊家屋有
1896/09/08	大洪水	美濃諸川	前代未聞の洪水・暴風各地で欠壊、各地に全半壊家屋
1897/09/30	洪水	津保川	倉知村床上浸水49戸、床下浸水121戸、全村泥海となる西田原河原堤3ヶ所欠壊
1898/06/28	大洪水	長良川、 津保川	肥田瀬村護岸破損
1900	洪水	津保川	津保川大洪水、殿村周辺が海のようになる
1902/09/28	暴風雨		風速22.1mの暴風雨各地に被害多し
1905/06/21	大洪水	長良川 津保川、 板取川、 武儀川	保戸島村耕地水害、上之保村橋梁流失、田畑荒、山崩落多数
1905/08/17	大洪水	長良川	保戸島村耕地水害
1906/07/16	洪水	津保川	肥田瀬堤欠ける
1910	洪水	津保川	津保川大洪水
1911/06/26	洪水	長良川	洪水

年月日	種別	河川	被害概要
1912/06/13	ヒョウ		保戸島村ヒョウによる被害
1912/09/23	暴風雨		加茂郡の死者12人、傷者31人、家屋全壊1268戸、半壊 682戸長良川洪水、富之保地区で全壊家屋36戸、半壊26戸、上之保村では家屋倒壊の被害
1915/08/09	暴風雨		上之保村で洪水による被害
1916/06/16	豪雨		豪雨2日間の雨量500mmこれにより長良川洪水
1921/09/26	暴風雨		美濃諸川洪水家屋被害大、農地被害大、堤防護岸の欠壊多し
1921/11	暴風雨		大暴風雨が発生し、富之保地区で13戸倒壊
1922/07/05	洪水	美濃諸川	洪水
1925/08/17	大洪水	美濃諸川	大洪水
1927/09/08	大洪水	美濃諸川	大洪水
1928/7/17	集中豪雨		上之保村で山崩落、田畑冠水、道路欠損、橋流失多数
1930/07/19	集中豪雨		関、津保、川浦大洪水市街地は床上浸水、山崩れ多く、橋流失破壊、下之保地区で死者3人
1930/07/22	洪水	長良川、津保川	長良川・津保川がはん濫する
1930/08/01	集中豪雨	長良川、津保川	長良川、津保川筋、道路、堤防、橋架等に被害多し（橋の流失及び破損62ヶ所）
1930/09/28	ヒョウ		鶏卵大の降ヒョウに秋作半減す県下の被害百数十万円
1934/06/20	洪水	長良川、津保川	洪水
1934/09/09	洪水	長良川、津保川	暴風を伴う洪水暴風により倒壊家屋及び樹木多し
1934/09/21	台風		室戸台風樹木及び住家、被住家等倒壊各所に有
1937/07/13	洪水	長良川	洪水
1939/9/15	集中豪雨		浸水家屋11戸、船山北部に被害多数、船山各川にかかる橋梁10か所余りすべて流失、稲作1町歩余り全滅
1941/06/28	洪水	長良川、津保川	洪水
1941/09/14	洪水	長良川、津保川	洪水
1945/09/17	暴風雨		県下の死傷者多数、全半壊家屋多数、田畑浸水、橋梁流失、堤防欠壊多数
1950/09/03	暴風		県下死者傷者、被災者多数全半壊家屋多数、田畑冠水等、当地方の被害軽微
1953/07/17	大洪水	長良川、津保川	南紀豪雨倉知の山崎橋等流失
1953/08/16	梅雨前線		全半壊家屋56戸、浸水家屋3502戸、堤防欠壊263ヶ所、橋梁流失173ヶ所
1954/09/01	大洪水	津保川	道路欠損、水路失潰・埋没、橋梁流失、堤防欠潰損傷、耕地埋没、山崩れ有 【上之保村】午前2時～数時間で降水量500ミリを超える、死者1人、負傷者11人、半壊家屋6戸、床上浸水67戸、床下浸水306戸、道路・橋梁流失欠損、山崩落、田畑欠所多数、特に川合地区が被害甚大
1958/07/25	前線		県下死者1人、負傷者7人、全半壊家屋53戸、堤防欠壊118、橋梁流失129ヶ所
1958/08/08	洪水	津保川	新堤防欠失大杉川、蜂屋川流域、田富橋、山田付近で田畑冠水赤淵・庄内で床下浸水
1958/08/26	洪水	長良川、	戸田地内の堤防欠壊し、側島浸水

年月日	種別	河川	被害概要
		津保川	
1959/09/26	伊勢湾台風	長良川、津保川、板取川、武儀川	<p>【関市】長良川・津保川大洪水市内家屋全半壊多数、床上・床下浸水、橋架流失、田畑冠水多い</p> <p>【洞戸村】被災者614人、負傷者4人、全壊家屋17戸、流失家屋5戸、半壊家屋25戸、床上浸水55戸、床下浸水34戸、非住家被害20戸</p> <p>【板取村】被災者1,092人、行方不明1人、流失家屋2戸、半壊家屋2戸、床上浸水15戸、床下浸水200戸、非住家被害109戸</p> <p>【武芸村】被災者2,256人、負傷者11人、全壊家屋15戸、半壊家屋89戸、床上浸水70戸、床下浸水300戸、非住家被害220戸</p> <p>【武儀村】被災者362人、負傷者1人、全壊家屋10戸、半壊家屋48戸、床下浸水17戸、非住家被害170戸、</p> <p>【上之保村】被災者65人、全壊家屋3戸、半壊家屋14戸、非住家被害30戸</p>
1960/06/25	梅雨前線		死者、負傷者多数、全半壊家屋・浸水家屋多数、道路崩壊、堤防欠壊、橋梁流失で多数被害
1960/08/12	台風		市内の流失家屋1戸、半壊家屋20戸、床上浸水220戸、床下浸水93戸、田畑の冠水、堤防欠壊有
1961/06/26	梅雨前線	長良川	関市の各河川氾濫長良川周辺全域被害吉田川沿い氾濫、家屋浸水、保戸島堤防欠壊、耕地流失・埋没
1961/09/14	台風		第2室戸台風県下被害で死者・負傷者多数、全半壊家屋・浸水家屋多数、堤防欠壊、橋梁流失多数
1968/08/17	集中豪雨	長良川、津保川	<p>台風7号長良川氾濫関市の被害、半壊家屋有、家屋床上・下浸水多数、堤防欠壊、橋梁流失、田畑冠水、山野崩壊</p> <p>美濃一帯で短時間雨量180ミリを超える</p> <p>【上之保村】川合、宮脇、明ヶ島地区で浸水家屋100戸余り、家財等流失多数、棚井付近で道上70cmの流路となる、橋梁等流失</p>
1972/07/09	梅雨前線		県下被害は死者、負傷者多数、全半壊家屋・浸水家屋多数、道路損壊、堤防欠壊、橋梁流失多数
1974/07/25	台風	長良川	堤防欠壊、内水湛水被害続出
1976/09/08	台風		<p>【関市】台風17号市内の全壊家屋2戸、半壊家屋1戸、床上浸水18戸、床下浸水285戸、田畑埋没25ヶ所1.78ha</p> <p>【洞戸村】9月11日に一日の降水量385.5mmを記録、通元寺橋と中瀬橋が崩壊</p> <p>【武芸川町】全壊家屋2戸、流失家屋1戸、半壊家屋2戸、床上浸水67戸、床下浸水223戸</p> <p>【上之保村】家屋損壊、道路・河川欠損、橋梁流失、田畑冠水が向名倉地区で多数、立木倒伏多数、八幡神社損傷</p>
1976/09/11	洪水	美濃諸川	「9・12豪雨」【上之保村】村社八幡神社大木が倒木被害、社殿一部破損、向名倉地区で水田冠水、出合橋冠水、橋梁破損、船山、奥山、鳥屋市奥山山崩れ
1979/09/30	台風		【上之保村】台風16号による暴風、大雨により洪水
1981/07/12	集中豪雨	門原川	【板取村】7月12日午前0時～13日午前2時までに降水量が中切362mm、上ヶ瀬208mmとなる、被災者311人、負傷者4人、全壊家屋8戸、半壊家屋13戸、床上浸水53戸、床下浸水317戸、非住家被害69戸、医療施設・観光施設・文教施設の被害、農林水産の被害、河川・砂防・道路・橋梁の被害多数
1981/07/21	雷雨	関市志津野	土砂災害2ヶ所発生
1985/07/11	集中豪雨		床上浸水1戸、床下浸水18戸、橋梁損壊1基、路側崩壊14ヶ所、田畑埋没3ヶ所など市内各地被害有
1988/08/20	集中豪雨		床上浸水2戸、床下浸水14戸、堤防欠壊14ヶ所

年月日	種別	河川	被害概要
1990/09/19	台風	寺尾谷川、 武儀川	【武芸川町】台風による集中豪雨で寺尾谷川、武儀川大洪水。橋の崩壊（2カ所）、床上浸水5世帯、床上浸水17世帯ほか、道路、河川、農地、寺尾地内簡易水道など被害多数
1991/09/20	台風		台風18、19号床下浸水16戸、農地被害4ヶ所、堤防欠壊11ヶ所、道路破損21ヶ所
1992/08/11	集中豪雨		住家半壊1戸、床上浸水9戸、床下浸水343戸、農地被害、山地崩壊、堤防決壊、橋梁破損多数
1993/07/03	台風		台風3号と梅雨前線により、関市では床下・床上浸水232戸
1999/09/14 ～22	豪雨	板取	<ul style="list-style-type: none"> 平成11年9月14日午後3時頃より、台風16号の影響により県下に雨が降り始め、その後次第に強さを増し、各地で激しい雨を降らせ、午後5時40分に「岐阜・西濃」「中濃」地方、午後7時55分には「飛騨」地方に大雨・洪水警報が発表 板取村で死者1名ほか、住家の床上・床下浸水合わせて317棟、非住家半壊1棟、床上・床下合わせて43棟、自主避難56世帯以上 白鳥町で長良川堤防が約100m決壊美濃市内の東海北陸自動車道で法面崩落が発生板取地域で1名死者 武儀町で床上浸水23戸、床下浸水79戸、一時避難者15人、断水185世帯 上之保村で半壊家屋1戸、床上浸水19戸、床下浸水58戸、非住家被害26戸
2004/06/29	集中豪雨		集中豪雨により雁曾礼・武儀倉・水成で甚大な被害、推定1時間雨量は80～90ミリ
2004/10/20	台風23号	全域	<p>台風23号（浸水害・避難指示）</p> <ul style="list-style-type: none"> 20日11:15 大雨・洪水・暴風雨警報が中濃地方に発表 20:00頃 長良川危険水位（4.7m）超え 21:00頃 台風23号岐阜市付近を通過 21:15～33 下有知（東志摩・重竹）、池尻、小屋名（中島）及び保戸島地区に避難勧告 21:56 池尻地区に避難指示 22:03 千疋（西河原）地区に避難勧告 22:10 保戸島地区に避難指示 22:30頃 長良川計画高水位（6.6m）を超え 23:12～30 下白金（桜橋付近）及び山田地区に避難勧告 23:54 下有知（下屋敷）地区で車両が赤谷川に転落、同乗者が死亡 市内全域で、被災世帯120世帯、床上浸水115棟、床下浸水75棟の被害が発生 岐阜県下では、JR高山線が高山～猪谷間、長良川鉄道が美濃市～北濃間で橋脚・盛土の流出などの大きな被害を受け長期運休
2009/07/25	豪雨	武儀	<p>武儀集中豪雨（記録的短時間雨量情報・避難勧告）</p> <ul style="list-style-type: none"> 25日14:30 武儀（下之保、中之保、富之保）地区にて、1時間あたり最大110ミリの記録的短時間雨量情報が発表 中之保（日根）地区30世帯に避難勧告 中之保（大城）地区6世帯が孤立、その他武儀全地域1,217世帯に避難準備情報 県道関～金山線七宗町境（北条峠）で通行止め
2010/09/08	台風9号	広見 ・武芸川	<p>武芸川・広見地区（土砂災害警戒情報・避難勧告）</p> <ul style="list-style-type: none"> 8日8:15 大雨警報（土砂災害）が発表 9:37 洪水警報 10:55 土砂災害警戒情報が発表され、武芸川（寺尾地区を除く）地域及び広見地区に避難勧告

年月日	種別	河川	被害概要
2011/08/23	豪雨	上之保	上之保集中豪雨（土砂災害警戒情報・避難勧告） <ul style="list-style-type: none"> ・23日16:20 大雨警報（土砂災害）が発表 ・16:50 上之保地域（鳥屋市・船山）及び武儀地域（雁曾礼）に避難準備情報 ・17:05 土砂災害警戒情報が発表 ・17:20 上之保地域全域693世帯に避難勧告
2013/09/04			<ul style="list-style-type: none"> ・14:40 大雨（土砂災害・浸水害）、洪水警報発表、 ・15:45 土砂災害警戒情報発表 ・倉知地内藤谷川に女性が流され1名死亡
2014/08/09 ～11	台風	長良川	台風11号(避難勧告) <ul style="list-style-type: none"> ・9日21:15 大雨洪水警報（土砂災害、浸水害）が岐阜県の広い範囲で発表 ・10日19:00 小瀬、千疋、保戸島、小金田地区で避難勧告 ・市内で多数倒木が発生したほか、長良川沿いのリバーサイドウェイや関観光ホテル付近にて道路への冠水が発生し、一時通行止め
2014/08/17	大雨	長良川 武儀川	倉知地内、小金田地内(避難勧告) <ul style="list-style-type: none"> ・05:35 大雨（土砂災害）警報が発表 ・9:00～10:00 の1時間に50mm以上の降雨が観測 ・17:45 栄町2丁目、3丁目、4丁目、津保川台1丁目、雄飛ヶ丘、十六所に土砂災害の危険があるため避難勧告が発令
2016/09/16	台風	長良川	台風16号(避難準備情報) <ul style="list-style-type: none"> ・20:20 避難準備情報発令 (理由：長良川美濃水位4.0m超) (対象：小瀬2・4、池尻1号～7号、小屋名下、小屋名西屋敷、小屋名1号) (1508人・515世帯)
2017/07/14	大雨	津保川	田原、上白金、下白金地区(避難準備情報) <ul style="list-style-type: none"> ・9:17 大雨洪水警報、10:11 土砂災害、浸水害警報発令が発表 ・10:58 土砂災害警戒情報が発表 ・11:23 田原地区(696世帯)に避難準備情報発令 ・11:41 上白金、下白金地区(558世帯)に避難準備情報発令
2018/07/05 ～8	大雨	津保川 武儀川 長良川	平成30年7月豪雨 <ul style="list-style-type: none"> ・5日01:51 大雨(土砂災害)警報が発令され、8日午後5時まで継続 ・7日12:50 大雨特別警報が市内全域に発令し、長良川及び武儀川の水位が上昇し、流域の自治会に避難準備情報を発令し、避難を呼びかけ ・8日01:15 武儀富之保地区、上之保地区で1時間に約100mmとなる記録的短時間大雨警報 ・1時過ぎ頃より、津保川の水位が急上昇し、上之保地域、武儀地域、富野地区で氾濫 ・避難者はピーク時で1,150人、死者1人、けが人1人、家屋等の被害は約1,200棟上之保、富之保、中之保の1,162戸で停電 ・農業施設、道路、橋梁、上下水道施設、公共施設、学校等にも多大なる被害

年月日	種別	河川	被害概要
2018/09/04	台風		台風21号(避難準備情報) <ul style="list-style-type: none"> ・ 6:11 暴風警報 ・ 9:15 大雨(土砂災害)警報 ・ 16:05 洪水警報が発表 ・ 10:30 市内全域に避難準備情報・高齢者等避難開始情報発令 対象:35290世帯、89143人 ・ 15:50 最大瞬間風速50.4m/sを観測するなど、非常に強い風で、市内全域で倒木や、家屋の屋根が飛ばされるなどの被害が発生 ・ 上之保・武芸川の一部の地域、洞戸、板取など広い範囲で停電が発生(特に富之保、上之保地区では約4日間停電) ・ 負傷者は武芸川地区で1名、避難者はピーク時で73世帯102人
2018/09/30	台風		台風24号(避難勧告) <ul style="list-style-type: none"> ・ 15:05 大雨(土砂災害・浸水害・暴風)警報が発表 ・ 13:00 避難準備情報・高齢者等避難開始情報発令 ・ 17:30 避難勧告が市内全域に出される 対象:35290世帯、89143人
2020/07/06	大雨		大雨警報(避難指示) <ul style="list-style-type: none"> ・ 3:44 大雨(土砂災害)発表 ・ 7:48 市内全域に避難勧告発令 対象:35,755世帯、87,631人 ・ 9:00 富野・上之保・武儀に避難指示発令 対象:2,568世帯、6,434人
2021/08/13	大雨		大雨警報(避難指示) <ul style="list-style-type: none"> ・ 16:12 大雨(土砂災害)警報 ・ 18:30 洞戸、武芸川町寺尾に避難指示発令 対象:1,018世帯、2,183人
2023/08/15 ~17	台風	津保川 武儀川 長良川	台風7号(避難指示) <ul style="list-style-type: none"> ・ 15日07:54 暴風警報発表 15:22 市内全域に高齢者等避難発令 (対象:36,206世帯85,034人) 21:29 大雨警報(土砂災害)発表 ・ 16日02:01 洪水警報発表 13:40 土砂災害警戒情報発表 14:14 上之保地域に避難指示発令 (対象:598世帯1,361人) 14:48 武儀地域に避難指示発令 (対象:1,252世帯2,822人) 15:05 富野地区に避難指示発令 (対象:691世帯1,744人) 15:18 記録的短時間大雨情報(武芸川、中之保付近) 15:40 池尻地区、広見地区、武芸川地域に避難指示発令 (対象:3,104世帯7,571人) 16:21 大雨警報(浸水害)発表 17:12 安桜地区、旭ヶ丘地区、瀬尻地区、倉知地区、富岡地区、千疋地区、小金田地区、保戸島地区、田原地

年月日	種別	河川	被害概要
			区、下有知地区、桜ヶ丘地区に避難指示発令 (対象：35,833世帯84,480人) ・住家被害(床下浸水15件、一部損壊1件) ・事業所被害(床下浸水2件、その他3件) ・公共施設被害(床下浸水1件) ・法面、河川、道路、農業施設、林道等の被害多数

※記載内容は、各旧町村史等の記録及び平成17年度防災アセスメント調査結果(明治時代以降に発生した風水害の被害概要)、平成17年以降に市内で避難勧告発令した災害を示す。なお、令和3年5月以降は避難勧告と避難指示(緊急)が避難指示に一本化されたため、避難指示を発令した災害を示す。

土砂災害履歴

関市及び周辺地域で、台風や集中豪雨などの雨による地盤のゆるみなどにより、山地斜面が崩壊などを含む土砂災害による被害の履歴いずれも、被害の状況は不詳である。

年月日	種別	被害概要
1706/06/08	大雷雨	山崩れ
1815/06/26 ~28	豪雨洪水	山崩れ(倉知)
1930/07/19	集中豪雨	山崩れ
1959/09/26	台風	不明
1968/08/18	台風	不明
1976/09/08	台風	不明
1981/07/21	雷雨	不明
1985/07/11	集中豪雨	山崩れ、崖崩れ、土砂崩れ、土砂流出
1988/08/20	集中豪雨	土砂崩れ
1991/09/20	台風	法面崩壊
1992/08/11	集中豪雨	山地崩壊80箇所、土砂崩れ、崖崩れ、地すべり
1993/07/03	台風	山崩れ、崖崩れ、急傾斜地崩壊、法面崩壊、土砂流入、流出

※記載内容について、平成17年度防災アセスメント調査結果を示す

地震災害履歴

関市及び周辺地域で発生した地震の履歴

美濃地域では、古来からたびたび地震による被害を受けている関市付近での震度がV以上の地震は、下表によれば7回となっている。ただし、入手資料による関市での地震被害の状況は不詳なものが多い

液状化の履歴については、「日本の地盤液状化履歴図(若松1991)」によれば、関市には液状化の記録はなく、周辺地域では、濃尾地震時に周辺の岐阜市栗野東、山田市伊佐美や岐阜市芥見、岩田、岩滝といった低地部で液状化が発生している記録がある。

年月日	地震名	震央	被害概要
745/06/05	美濃大地震	美濃西部	M≒7.9
762/06/09		美濃東部	M≥7.0
887/08/26		南海道沖	M=8.6
1185/08/13		琵琶湖西岸	M=7.4
1334~1335		美濃・飛騨	M≒6~7
1586/01/18	天正地震	飛騨白川	M=7.6±0.1、関市の震度6
1662/06/16		琵琶湖西岸	M=7.1/4~7.6、関市の震度4
1707/10/28	宝永地震	東海道沖	M=8.4、関市の震度5~6
1819/08/02		琵琶湖東岸	M=7.1/4±1/4、関市の震度5~6
1830/08/19		京都	M=6.5±0.2

年月日	地震名	震央	被害概要
1833/05/27		美濃西部	M≒6・1/4、美濃西部の震度5～6
1847/05/08	善光寺地震	信濃北部	M=7.4
1854/12/23	安政東海地震	東海沖	M=8.4、関市の震度4
1854/12/24	安政南海地震	東海沖	M=8.4、関市の震度4以上
1855/05/12	江戸地震		M=6.9±0.1
1889/05/12		揖斐川上流	M=5.9
1891/10/28	濃尾地震	根尾谷	M=8.0、関市の震度6 新しい根尾谷断層により倉知村内は地形も変わり、旧関町は二昼夜にわたる火災により、全焼・半焼家屋多数(約900戸)旧市域全域では死者97名、焼死者15名、負傷者274名、全壊家屋1273戸、半壊家屋2478戸、全焼743戸、半焼142戸津保川、長良川の決壊、用水路の破損、各所に被害を生ず。武芸川地域では死者3名、負傷者6名、全壊86戸、半壊784戸。 武儀地域では全壊家屋11戸、半壊家屋99戸。 上之保地域では全壊家屋2戸、半壊家屋21戸。
1898/11/13		美濃国境木曾川沿い	M=5.7、関市の震度4
1899/03/31		根尾谷付近	M=5.1/2
1900/05/31		根尾谷付近	M=5.3
1906/04/21		萩原町付近	M=5.9
1909/08/14	江濃(姉川)地震	滋賀県姉川付近	M=6.8、関市の震度4～5
1925/07/07			M=5.8
1934/08/18	八幡地震	郡上郡	M=6.2、岐阜市の震度3、上之保村の小樽で山崩落、山本出合橋土台破損
1944/12/07	東南海地震	東南海沖	M=7.9、関市の震度5
1945/01/13	三河地震	愛知県南部	M=6.8、関市の震度4
1946/12/21	南海道地震		M=8.0、関市の震度5
1952/07/18	吉野地震	奈良県中部	M=6.8、関市の震度4
1961/08/19	北美濃地震	福井・岐阜県境	M=7.0、関市の震度4
1969/09/09	岐阜県中部地震 (美濃中部地震)	岐阜県中部	M=6.6、関市の震度3
1984/09/14	長野県西部地震	長野県西部	M=6.8、関市の震度3
1995/01/17	兵庫県南部地震 (阪神・淡路大震災)	兵庫県南部	M=7.2、関市の震度4
2004/09/05	東南海沖群発地震	潮岬東南東	M=6.8、関市の震度2
2004/10/23	新潟県中越地震	新潟県中越地方	M=6.8、岐阜県南部で震度2
2005/03/20	福岡県西方沖地震	福岡県西方沖	M=7.0、岐阜県内で震度3以下
2007/03/25	能登半島地震	石川県能登半島沖	M=6.9、関市の震度2
2007/07/16	新潟県中越沖地震	新潟県上中越沖	M=6.8、岐阜県内で震度3以下
2009/08/11	静岡沖地震	駿河湾	M=6.5、関市の震度3
2011/03/11	東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)	東北地方太平洋沖	M=9.0、関市の震度2
2011/03/11	長野県北部地震	長野県北部	M=6.7、関市の震度1
2011/04/7	宮城県沖地震	宮城県沖	M=7.2、岐阜県内で震度2以下
2011/04/11	福島県浜通り地震	福島県浜通り南部	M=7.0、岐阜県内で震度2以下
2011/06/30	長野県中部地震	長野県中部	M=5.4、岐阜県内で震度1
2011/12/14	岐阜県美濃東部地震	岐阜県美濃東部	M=5.1、関市で震度3
2015/03/04		岐阜県美濃中西部	M=4.9、関市で震度3

年月日	地震名	震央	被害概要
2017/05/10		岐阜県美濃中西部	M=4.0、関市で震度2
2018/06/18	大阪北部地震	大阪府北部	M=6.1、関市の震度3
2018/10/07	愛知県東部地震	愛知県東部	M=5.1、関市の震度3
2019/03/09		岐阜県美濃中西部	M=4.5、関市の震度3
2020/08/27		岐阜県美濃中西部	M=3.9、関市の震度3
2024/01/01	令和6年能登半島地震	石川県能登地方	M=7.6、関市の震度3

※記載内容は、各旧町村史等の記録及び平成17年度防災アセスメント調査結果（明治時代以降に発生した風水害の被害概要）、平成17年以降に市内で避難勧告発令した災害を示す

その他災害

豪雪による被害及び大規模な林野火災の被害の履歴

年月日	種別	被害概要														
1963/01/06～	三八豪雪	東濃地方を除き県下のほとんどのバス路線が運休各地で停電や電話の不通7日時点、板取村で積雪1m、洞戸村50cm、関市で30～40cm板取村では20日には積雪2m、三洞・島口集落は連絡が断絶														
1981/01/03～	五六豪雪	岐阜乗合バスの板取線ほか運休国鉄高山線飛騨細江～猪谷、越美南線（現長良川鉄道）美濃白鳥～北濃が長期不通県内各地で孤立地区が発生														
2002/04/05	岐阜市東部・各務原市林野火災	2002年4月5日（金）、岐阜市東部にある権現山一帯で大規模な林野火災が発生折しも当日は観測史上もっとも低い湿度6%（岐阜地方気象台発表）、出火前後は風速5～6m/sの強い風が北西からあおり、最悪の条件下での林野火災となった消火活動に従事した消防機関の人員はのべ2,416人、のべ車両数321台、空中消火活動を行った防災ヘリは7機そのほか陸上自衛隊・航空自衛隊（岐阜基地）、地元の消防団・自主防災隊の活躍により、翌日6日には鎮火さいわい、住家被害はなく、消火活動中のけが人が2名という最小規模の被害に収まるこの林野火災の被害面積は約410ha、岐阜県での過去最大規模の林野火災となった ・関市内の被害面積0.10ha、立木被害77千円														
2025/02/05～09	大雪	洞戸、板取地域を中心に大雪となり、倒木などによる長時間の停電や断水、携帯電話の通信障害、道路の寸断などが発生した。板取地域では自主避難所を開設したほか、市職員による高齢者宅等の雪かき支援が行われた。 ・5日03:55 大雪警報発表（11:04大雪注意報に切り替わったが、20:36大雪警報が再び発表された） ・積雪量 市内の積雪（cm）職員が計測														
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>洞戸事務所 (道の駅)</th> <th>板取事務所 (杉島地内)</th> <th>武芸川事務所 (水辺公園)</th> <th>武儀事務所</th> <th>上之保事務所</th> <th>関市役所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2月6日 午前 10時</td> <td>60 (65)</td> <td>45 (110)</td> <td>30 (35)</td> <td>12</td> <td>7</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table>		洞戸事務所 (道の駅)	板取事務所 (杉島地内)	武芸川事務所 (水辺公園)	武儀事務所	上之保事務所	関市役所	2月6日 午前 10時	60 (65)	45 (110)	30 (35)	12	7	10
	洞戸事務所 (道の駅)	板取事務所 (杉島地内)	武芸川事務所 (水辺公園)	武儀事務所	上之保事務所	関市役所										
2月6日 午前 10時	60 (65)	45 (110)	30 (35)	12	7	10										

		板取地区の最大積雪 (cm)				
			板取事務所	板取川温泉	板取杉島	板取門原
		2月6日 午前10時	45	60	110	130
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主避難所 板取ふれあいセンターに開設 (8日16:00から9日09:30まで) 避難者数0人 ・ 雪かき支援 (2月9日) 市職員27名が独居や高齢者宅19軒の玄関から道路までの通路、ごみ集積場や集会場などの雪かきを実施。 				

※記載内容について、平成17年度防災アセスメント調査結果、平成17年以降に市内で発生した災害を示す。

昭和37年9月29日

関市条例第14号

改正 昭和39年3月14日条例第12号

平成10年10月2日条例第35号

平成12年3月28日条例第7号

平成16年10月6日条例第21号

平成24年10月10日条例第31号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、関市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 関市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 水防法（昭和24年法律第193号）第25条の規定による水防計画の調査審議をすること。
- (3) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (4) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、30人以内とし、次に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 岐阜県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 岐阜県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (3) 市議会議長
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
 - (9) 市長が特に必要と認めて任命する者
- 6 前項第7号から第9号までの委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。
- 8 市長は、委員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、これを解任することができる。
 - (1) 職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
 - (2) 職務上の義務に違反し、又はその職務を怠ったとき。
 - (3) 委員としてふさわしくない非行があったとき。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、岐阜県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、市長が任命する。

- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 前条第8項の規定は、専門委員の解任について準用する。この場合において、同項中「委員」とあるのは、「専門委員」と読み替えるものとする。

(幹事)

第5条 防災会議に幹事を置く。

- 2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから市長が任命し、又は指名する。
- 3 幹事は、防災会議の所掌する事務について、委員及び専門委員を補佐するものとする。

(議事等)

第6条 防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和39年3月14日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成10年10月2日条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月28日条例第7号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年10月6日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年10月10日条例第31号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の関市防災会議に関する条例第3条第6項の規定にかかわらず、同項の委員のうちこの条例の施行の際現に関市防災会議の委員である者の任期は、平成25年3月31日までとする。

関市防災会議委員及び幹事

防災会議に関する 条例上の区分	所属機関名	会長	
		委員職名	幹事職名
第3条第2項	関市	関市長	
第3条第5項第1号	中濃県事務所	所長 兼地域危機管理監	振興防災課長
〃	美濃土木事務所	所長	総務課長
〃	関保健所	所長	総務課長
第3条第5項第2号	関警察署	署長	警備課長
第3条第5項第3号	関市議会	議長	事務局次長
第3条第5項第4号	関市	副市長	—
〃	〃	市長公室長	危機管理課長
〃	〃	財務部長	管財課長
〃	〃	協働推進部長	市民協働課長
〃	〃	健康福祉部長	福祉政策課長
〃	〃	市民環境部長	市民課長
〃	〃	産業経済部長	商工課長
〃	〃	基盤整備部長	建設総務課長
〃	関市教育委員会	事務局長	教育総務課長
第3条第5項第5号	〃	教育長	
第3条第5項第6号	中濃消防組合消防本部	消防長	消防指令課長
〃	関市消防団	団長	副団長
第3条第5項第7号	N T T 西日本(株)岐阜支店	災害対策室長	災害対策室担当課長
〃	中部電力パワーグリッド(株)関営業所	所長	スタッフ副長
〃	岐阜県L P ガス協会武儀支部	支部長	—
〃	東邦ガスネットワーク株式会社 地域計画部西部計画センター 岐阜事業所	所長	—
〃	武儀医師会	会長	市民健康課長
〃	関市建設業災害対策協議会	会長	総括連絡員
〃	関市管工事協同組合	代表理事	—
〃	関建築工業会	会長	—
第3条第5項第8号	関市自治会連合会	会長	—
〃	関市女性防火クラブ	会長	—
〃	日本赤十字関市奉仕団	委員長	—
第3条第5項第9号	陸上自衛隊第35普通科連隊	第1中隊長	運用訓練幹部

令和6年6月28日
関市条例第23号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 予防対策（第8条—第15条）

第3章 応急・復旧対策（第16条—第19条）

第4章 その他（第20条）

附則

本市では、平成30年7月豪雨により、津保川上流域で氾濫が起き、1,181棟に及ぶ家屋が甚大な浸水被害を受け、さらには1人の尊い命が失われた。一方で、この豪雨災害においては、近隣住民同士の助け合いによる避難活動が行われたことで、多くの命が救われた。また、市内外からボランティア活動に参加した方々の献身的な行動や姿は、災害復旧の大きな原動力となり、被災者の希望の光となった。このことから、日頃から近隣住民間のつながりをつくり、人と人との絆を育むことが、いかに大切であるかを改めて認識した。

私たちは、この災害をいつまでも胸に刻み、教訓として、未来に生かさなければならない。そして、南海トラフ地震や激甚化する台風等の自然災害に備え、防災に対する意識をさらに高めて、尊い生命や財産を守らなければならない。

そのために、自らのことは自らが守る「自助」、身近な地域で助け合う「共助」並びに市が市民及び事業者の安全を確保する「公助」の理念をより推進し、市民、事業者、自主防災組織及び市がそれぞれの役割や責務を十分認識し、一体となって災害に立ち向かうことが必要不可欠である。

ここに、地域の防災力の更なる向上を図り、誰もが安心して暮らすことができる災害に強いまちを実現するために、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市民の生命、身体及び財産並びに事業者の財産を災害から守るために、市民、事業者及び自主防災組織の役割並びに市の責務を明らかにし、並びに防災対策の基本的な方針を定め、誰もが安心して暮らすことができる災害に強いまちを実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 豪雨、洪水、崖崩れ、土石流、地震、地滑りその他の異常な自然現象等により生ずる被害をいう。
- (2) 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。
- (3) 市民 市内に居住する者をいう。
- (4) 事業者 市内で事業を営む法人又は個人をいう。
- (5) 自主防災組織 防災を目的に、市民が自治会等を単位として自発的に結成した組織をいう。
- (6) 自主防災活動 市民及び自主防災組織が地域において自発的かつ組織的に行う防災に関する活動をいう。
- (7) 防災関係機関 災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第4号に規定する指定地方行政機関、自衛隊、警察、同条第5号に規定する指定公共機関、同条第6

号に規定する指定地方公共機関その他の法第42条第1項の規定により作成された関市地域防災計画で定める機関をいう。

(8) 要配慮者 市民であって、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。

(9) 避難行動要支援者 要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を必要とするものをいう。

(基本理念)

第3条 防災対策は、自助（自らのことは自らが守ることをいう。）、共助（地域において助け合い、お互いを守ることをいう。以下同じ。）及び公助（市が市民及び事業者を災害から守ることをいう。）の理念を基本として、市民、事業者、自主防災組織及び市がそれぞれの役割及び責務を果たし、平時から協働して推進されなければならない。

2 防災対策は、災害時において人の生命及び身体を守ることを最も優先するとともに、被害の最小化を図ることを基本として行われなければならない。

3 防災対策は、被災者の年齢、国籍、性別、障がいの有無その他の被災者の事情を踏まえ、適切な配慮がなされなければならない。

(市民の役割)

第4条 市民は、災害時において、自己及び家族の安全を確保するために、平時から必要な備えをするよう努めるものとする。

2 市民は、平時から地域における助け合いの重要性を認識し、近隣住民同士が相互に協力して良好な関係を形成するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、災害時において、従業員及び事業所へ来所する者（以下「従業員等」という。）の安全を確保するために、平時から必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

2 事業者は、平時から地域における助け合いの重要性を認識し、事業所周辺の市民の安全を確保するため、地域の防災活動に協力するよう努めるものとする。

(自主防災組織の役割)

第6条 自主防災組織は、共助の中核を担う組織として積極的に防災活動を行い、地域のつながり及び防災力の強化に努めるものとする。

2 自主防災組織は、事業者、防災関係機関及び市が実施する防災活動に協力するよう努めるものとする。

(市の責務)

第7条 市は、市民の生命、身体及び財産並びに事業者の財産を災害から守るとともに、その被害を最小限にとどめるため、防災対策を総合的に推進しなければならない。

第2章 予防対策

(防災に関する知識の普及等)

第8条 市民、事業者及び自主防災組織は、防災に関する知識の習得及び訓練を積極的かつ継続的に実施するよう努めるものとする。

2 市は、学校教育、社会教育その他の機会を通じ、防災の知識を有する者と協力して市民、事業者及び自主防災組織が防災に関する知識を習得できるよう必要な対策を講じなければならない。

3 市は、市民、事業者及び自主防災組織に対し、あらかじめ避難場所を周知するとともに、避難情報その他の防災情報に応じて災害時においてとるべき行動を啓発しなければならない。

4 市は、職員の防災に関する能力の向上を図るため、研修及び訓練を実施しなければならない。

(建築物等の安全確保)

第9条 市民及び事業者は、所有し、又は管理する市内の建築物及び工作物の耐震性を確認し、耐震改修等による安全確保に努めるものとする。

- 2 市民及び事業者は、家具等の転倒防止に努めるものとする。
- 3 市内の森林の所有者又は管理者は、災害時において支障となる竹木及び土砂の流出を防止するよう適正な森林の管理に努めるものとする。
- 4 市は、市が管理する道路、橋りょう、河川その他の公共施設について、災害を未然に防止し、又は軽減するために、計画的に安全点検、改修その他の必要な対策を講じなければならない。
(避難行動のための準備)

第10条 市民は、居住する地域の危険箇所をハザードマップ（災害想定区域、避難場所、避難経路等災害に関する総合的な資料を図面に表示した地図をいう。）により把握したうえで、自宅における避難、親戚、知人宅等への避難、避難所への避難その他の避難方法の確認に努めるものとする。

- 2 市民は、非常持出品を準備するよう努めるものとする。
(物資の備蓄等)

第11条 市民は、災害に備え、食料、飲料水、携帯トイレその他の生活に必要な物資を3日以上備蓄するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、災害に備え、食料、飲料水、携帯トイレその他の帰宅困難となった従業員等に必要な物資を備蓄するよう努めるものとする。
- 3 自主防災組織は、初期消火、救助、避難等に必要な防災資機材を整備するよう努めるものとする。
- 4 市は、災害時に必要な物資及び防災資機材を計画的に備蓄し、及び整備しなければならない。
(自主防災活動)

第12条 市民及び事業者は、自主防災活動に積極的に参加し、又は協力するよう努めるものとする。

- 2 自主防災組織は、地域の特性に合わせた防災訓練を行うよう努めるものとする。
- 3 自主防災組織は、災害時において速やかに避難できるよう、地域における連絡体制の整備に努めるものとする。
- 4 市民、事業者、自主防災組織、消防団及び民生委員法（昭和23年法律第198号）に規定する民生委員（以下「民生委員」という。）は、災害時の対応を円滑に行うため、平時から連携を図るよう努めるものとする。
- 5 市は、自主防災活動を促進するため、その活動を支援するよう努めなければならない。
(要配慮者の支援)

第13条 市民、自主防災組織及び民生委員は、相互に協力して平時から要配慮者の安否確認及び見守り活動に努めるものとする。

- 2 市は、避難行動要支援者の避難支援を行うために、法第49条の11第2項の規定により名簿情報（同条第1項に規定する名簿情報をいう。）を本人の同意の上、避難支援等関係者（同条第2項に規定する避難支援等関係者をいう。）に対し提供するものとする。
- 3 市は、福祉避難所（要配慮者のうち避難所での生活において特別な配慮が必要なものを受け入れるための避難所をいう。）をあらかじめ指定しなければならない。
(業務継続計画の策定)

第14条 市は、業務継続計画（災害が発生した場合において、優先されるべき業務の継続及び通常業務の早期復旧を図るために必要な手段、体制等を定めた計画をいう。）をあらかじめ策定しなければならない。

(協定の締結)

第15条 市は、災害時において、協力の要請を円滑に行うことができるよう、あらかじめ他の地方公共団体、公共的団体及び事業者と災害時の応援に関する協定を締結するよう努めなければならない。

第3章 応急・復旧対策

(応急対策)

第16条 市民及び事業者は、災害時において、災害に関する情報に留意しつつ、市民にあっては自らの生命及び身体を守るため必要と判断したときは速やかに避難し、事業者にあっては従業員等の生

命及び身体を守るため速やかに必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市民、事業者及び自主防災組織は、災害時において、相互に協力して次に掲げる事項を実施するよう努めるものとする。

- (1) 災害に関する情報の伝達
- (2) 避難行動要支援者への避難支援
- (3) 出火防止及び初期消火
- (4) 被災者の救護及び救出
- (5) 前各号に掲げるもののほか、災害時の応急対策として必要な事項

3 市は、災害時において、多様な情報伝達手段を用いて、速やかに避難情報その他の災害に関する情報を発信しなければならない。

4 市は、災害時において、防災関係機関と連携し、応急対策が効果的に実施されるよう努めなければならない。

(避難所の運営等)

第17条 市は、災害時において、必要があると認めるときは、速やかに避難所を開設し、避難者の安全及び健康に配慮して、その運営を行わなければならない。

2 避難者は、避難所の円滑な運営に協力するよう努めるものとする。

3 避難者は、避難所において避難生活が長期化することが予想される場合は、相互に協力して避難所の運営に努めるものとする。この場合において、市は、その運営に必要な支援をしなければならない。

4 事業者は、災害時において、事業所周辺の避難者に対し、滞在場所の提供に努めるものとする。

(ボランティア活動)

第18条 市は、関市災害ボランティアセンターと連携し、災害が発生した場合におけるボランティア活動の拠点の提供及びボランティアの受入れに必要な支援を行うものとする。

(復旧対策)

第19条 市は、災害が発生した場合は、国、他の地方公共団体、防災関係機関、ボランティア団体等と連携し、速やかに都市基盤の復旧及び市民生活の再建に取り組まなければならない。

第4章 その他

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。